

議 会 定 例 会 会 議 録

令和 6 年 1 1 月 2 9 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第 1 号）

令和 6 年 11 月 29 日

開 会	午前 9 時 30 分
日程第 1	議席の指定
日程第 2	会議録署名議員の指名
日程第 3	会期の決定
日程第 4	諸般の報告
日程第 5	市長の行政報告
日程第 6	議案第 70 号 専決処分の承認を求めることについて (令和 6 年度岩出市一般会計補正予算第 4 号)
日程第 7	議案第 71 号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について
日程第 8	議案第 72 号 職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第 9	議案第 73 号 令和 6 年度岩出市一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 10	議案第 74 号 令和 6 年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 11	議案第 75 号 令和 6 年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 12	議案第 76 号 令和 6 年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 13	議案第 77 号 令和 6 年度岩出市水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 14	議案第 78 号 令和 6 年度岩出市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 15	議案第 79 号 市道路線の認定について
日程第 16	議案第 80 号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更について
日程第 17	議案第 53 号 令和 5 年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 18	議案第 54 号 令和 5 年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 19	議案第 55 号 令和 5 年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 20	議案第 56 号 令和 5 年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 21	議案第 57 号 令和 5 年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定について

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第22 | 議案第58号 | 令和5年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出
決算認定について |
| 日程第23 | 議案第59号 | 令和5年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定につい
て |
| 日程第24 | 議案第81号 | 岩出市監査委員の選任について |
| 日程第25 | 議案第82号 | 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任について |

開会

(9 時 30 分)

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、令和 6 年第 4 回岩出市議会定例会を開会いたします。

会議に先立ちまして申し上げます。

本日、ここ旧和歌山県議会議事堂において定例会が開会できますこと、市長はじめ執行部の皆様方に感謝申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の行政報告、議案第 70 号から議案第 80 号までの議案 11 件につきましては、提案理由の説明、議案第 53 号から議案第 59 号までの決算議案 7 件につきましては、委員長報告、同質疑、討論、採決、議案第 81 号及び議案第 82 号につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 議席の指定

○田中議長 日程第 1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 4 条の規定により、議長において指定いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席は、会議規則第 4 条の規定により、議長において指定することに決しました。

それでは、議席は、ただいまのご着席のとおり指定いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 会議録署名議員の指名

○田中議長 日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、12 番、三栖慎太郎議員及び 13 番、市來利恵議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 3 会期の決定

○田中議長 日程第 3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの20日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から12月18日までの20日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 諸般の報告

○田中議長 日程第4 諸般の報告を行います。

10月21日に開催された令和6年度都道府県議会議員及び市町村議会議員総務大臣感謝状贈呈式にて、本市議会においては、増田浩二議員が市議会議員35年以上の功績により感謝状を贈呈されましたので、ご報告いたします。誠にありがとうございます。これまでの議員活動に対しまして敬意を表しますとともに、今後も市政発展のためにご活躍を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます

次に、本定例会の説明員としての出席者の職氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案は、配付のとおり、議案13件であります。

次に、決算審査特別委員会から閉会中の審査をいたしました令和5年度決算関係議案7件の審査報告書が配付のとおり提出されております。

次に、監査委員から定例監査報告書が提出され、その写しは配付のとおりであります。

次に、令和6年第3回定例会から令和6年第4回定例会までの会務の概要は配付の議長報告書のとおりであります。

次に、令和6年度市議会議長会関係について、事務局から報告させます。

○事務局 市議会議長会関係について報告いたします。

10月11日金曜日、京都市のホテルオークラ京都で、近畿市議会議長会第13回議長研修会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会、会長挨拶に引き続き、「日本に訪れる新たな規範～ポリティカル・コネクトネス～」と題して、信州大学特任教授、山口真由氏が講演されました。

次に、11月19日火曜日、東京都港区のA P 新橋で、全国市議会議長会、社会的な孤独・孤立問題に関する特別委員会有識者等との意見交換会第2回委員会が開催さ

れ、特別委員会委員として議長が出席いたしました。

主な内容は、開会、委員長挨拶に引き続き、「なぜいま孤独・孤立対策か 基礎自治体の役割」と題して、中央大学法学部教授、宮本太郎氏が講演された後、同氏をコーディネーターに、4人のパネリストと孤独・孤立対策における基礎自治体の役割をテーマとするパネルディスカッションが行われました。

その後、コーディネーターから挨拶があり、有識者等との意見交換会が閉会されました。

以上です。

○田中議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第5 市長の行政報告

○田中議長 日程第5 市長の行政報告を行います。

市長。

○中芝市長 おはようございます。

議員の皆様方におかれましては、平素より岩出市の発展に対し、ご支援、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

また、本日は、皆様方にご出席をいただき、令和6年第4回岩出市議会定例会を開催できますこと、厚くお礼を申し上げます。

それでは、本会議の開会に当たり、当面の岩出市行政についてご報告をいたします。

初めに、本年度28回目を迎える市政懇談会についてであります。区自治会長会との共催により、12月8日から12月15日の間、5回開催をいたします。議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、岩出市市民表彰式についてであります。11月2日、議員各位並びに市民の皆様にご参加をいただき、盛会裏に終えることができましたことを感謝申し上げます。表彰を受けられました11名の方のご功績に、改めて敬意と感謝の意を申し上げます。

次に、職員採用試験についてであります。10月26日、第3回採用試験の2次試験を実施し、一般事務職として4名に内定を出し、議会に報告をいたしました。また、年明けの1月12日には、技師、保健師、保育士、助産師及び手話通訳者といった専門職を対象とした採用試験を実施予定であり、12月2日から13日までの期間で受験申込みを受付いたします。それぞれの最終合格内定者につきましては、後日、

議会に報告させていただきます。

なお、より優秀な人材を獲得するためにも、給与制度の見直しとして、地域手当の導入を前向きに検討してまいります。

次に、延期をしておりました地域防災訓練についてであります。12月1日日曜日、市内6小学校と船山地区公民館において実施をいたします。南海トラフを震源地とした巨大地震が発生したと想定し、逃げ遅れをなくすための初動体制の確立を目的に、地域防災訓練を開催いたします。議員の皆様におかれましても、地域での参加にご協力をお願いいたします。

次に、人権啓発についてであります。国では12月4日から12月10日までを人権週間と定め、また、県では11月を同和運動推進月間、11月1日から12月10日までを人権を考える強調月間と定めております。本市においても、これらの期間に合わせ、懸垂幕、のぼり旗の掲揚をはじめ、11月10日には市民総合体育館において人権を考えるつどいを開催し、小中学生による人権作文の発表や小島慶子さんによる講演会を実施するなど、市民の人権意識の高揚に努めているところであります。

今後も、岩出市人権施策基本方針の基本理念である「すべての人々の人権が尊重され、心安らかに、住みよい豊かな生活を市民が享受できる社会の実現」に向け、様々な人権啓発を行ってまいります。

次に、秋のイベントといたしまして、市民運動会は10月13日日曜日に開催し、8,042人の市民の皆さんの参加がありました。また、岩出市文化祭は、11月2日・3日の2日間にわたり開催し、1万4,365人の方にご来場いただきました。議員各位におかれましても、当日、ご臨席を賜り、ありがとうございました。

次に、令和7年はたちのつどいについてであります。令和7年1月13日、成人の日を開催いたします。今回の対象者は平成16年4月2日から平成17年4月1日生まれの方で、令和6年11月1日現在で656名となります。議員各位におかれましては、ご多忙とは存じますが、ご臨席賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

本日説明申し上げましたこれらの施策などの推進に積極的に取り組み、岩出市政の発展に努めてまいりますので、今後とも議員の皆様方のご理解、ご支援をお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○田中議長 以上で、市長の行政報告を終わります。

市長の行政報告につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第70号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市一般会計補正予算第4号）～

日程第16 議案第80号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更について

○田中議長 日程第6 議案第70号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市一般会計補正予算第4号）の件から日程第16 議案第80号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更の件までの議案11件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○川端副市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明申し上げます。

今回ご審議をお願いする案件につきましては、専決処分の承認を求める案件が1件、条例案件が2件、令和6年度の補正予算案件が6件、市道路線の認定案件が1件、一部事務組合に関する協議案件が1件の計11件であります。

初めに、専決処分の承認を求める案件についてご説明いたします。

議案第70号 令和6年度岩出市一般会計補正予算第4号についてであります、既決の予算の総額に2,137万7,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、衆議院解散に伴う選挙費県委託金について、歳出では、衆議院解散に伴う選挙費について補正するものであります。

続いて、条例案件についてご説明いたします。

議案第71号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正についてであります、給与に関する人事院勧告に準拠し、議会議員並びに市長、副市長及び教育長の期末手当について改定を行うため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第72号 職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります、給与に関する人事院勧告の内容を勘案し、職員及び会計年度任用職員の給料月額及び期末勤勉手当並びに任期付職員の給料月額について改定を行うほか、扶養手当等について所要の改正をするものであります。

続いて、令和6年度補正予算案件についてご説明いたします。

議案第73号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第5号）についてであります、既決の予算の総額に6億5,920万9,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、事業の採択等による国・県支出金のほか、寄附金、繰入

金、前年度繰越金、諸収入、市債などの補正を、歳出では、人事院勧告等による人件費のほか、前年度精算による返還金、母子生活支援施設措置費、那賀消防組合負担金、小学校費及び中学校費における設計監理業務及び工事請負費などについて補正するものであります。

次に、議案第74号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既決の予算の総額に1,170万7,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、国民健康保険事業運営基金繰入金及び前年度繰越金について、歳出では、国民健康保険事業運営基金積立金及び前年度交付金と国・県の精算に伴う返還金について補正を行うものであります。

次に、議案第75号 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既決の予算の総額に5,676万6,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、地域支援事業費に係る国・県支出金のほか、一般会計繰入金、介護給付費準備基金繰入金、前年度繰越金について、歳出では、人事院勧告等による人件費、前年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還金、一般会計繰出金について補正するものであります。

次に、議案第76号 令和6年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。既決の予算の総額に5,622万6,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、後期高齢者医療保険料のほか、一般会計繰入金、前年度繰越金について、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金及び前年度精算に伴う一般会計繰出金について、補正を行うものであります。

次に、議案第77号 令和6年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。既決の収益的支出の予定額に422万3,000円を追加するものであります。

主な内容は、人事院勧告等による人件費のほか、手数料について補正するものであります。

次に、議案第78号 令和6年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。既決の収益的支出の予定額に48万円を追加し、既決の資本的収入の予定額に802万4,000円を追加し、既決の資本的支出の予定額に754万4,000円を追加するものであります。

主な内容は、人事院勧告等による人件費のほか、手数料などについて補正するも

のであります。

以上が、補正予算案件であります。

次に、議案第79号 市道路線の認定についてであります。開発行為等による帰属道路5路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、議案第80号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更についてであります。森林環境税の賦課徴収に伴い、森林環境税に係る滞納処分等を行うための和歌山地方税回収機構の共同処理する事務及び規約を変更するために協議を行うものであります。

以上をもちまして、議題となりました諸議案の説明とさせていただきます。何とぞ慎重ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第53号 令和5年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について  
～

日程第23 議案第59号 令和5年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定について

○田中議長 日程第17 議案第53号 令和5年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第23 議案第59号 令和5年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定の件までの議案7件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案7件に関し、決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、福山晴美議員、演壇でお願いいたします。

○福山議員 決算審査特別委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

9月5日の会議において当委員会に付託され、閉会中に審査いたしました議案は、令和5年度決算関係議案7件でありました。

当委員会は9月13日金曜日、本会議散会後、令和5年度決算議案7件の概要説明と審査方法及び日程の協議を行いました。

審査については、10月15日火曜日、総務部門、議会部門、16日水曜日、建設部門、17日木曜日、厚生部門、18日金曜日、文教部門を実施しました。

決算関係書類の歳入金整理簿、歳出金整理簿の会計簿冊及び支出命令調書等の検閲については、議会から当委員会に権限を委任されていることから、検閲すること

を決定し、審査の前に検閲を行いました。

検閲終了後、令和５年度決算議案７件に対する質疑を行い、その後、討論、採決を行いました。

その結果、議案第53号 令和５年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定、議案第54号 令和５年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第56号 令和５年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定、議案第58号 令和５年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定につきましては、討論の後、議案第53号、議案第54号及び議案第56号の３議案は、賛成者多数により認定、議案第58号は、賛成者多数により可決及び認定しました。

議案第55号 令和５年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定、議案第57号 令和５年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定、議案第59号 令和５年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定、以上３議案については、全会一致で認定しました。

なお、決算審査特別委員会での審査の質疑、答弁の内容につきましては、委員会の記録が作成され次第、配付いたします。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

○田中議長 ご苦労さまでした。

以上で、決算審査特別委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、採決を行います。

議案第55号 令和５年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第57号 令和５年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第59号 令和５年度岩出市下水道事業会計収入支出決算認定の件、以上、議案３件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案３件に対する討論を終結いたします。

議案第55号、議案第57号及び議案第59号の議案３件を一括して採決いたします。

この議案３件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号、議案第57号及び議案第59号の議案3件は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案について、討論、採決を行います。

議案第53号 令和5年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第53号 令和5年度岩出市一般会計歳入歳出決算について、反対の討論を行います。

一般会計においては、市民生活の向上をはじめ、地方自治体の果たす役割として市民の命と暮らしを守る防波堤の取組が求められるものです。この間、国の政治において、年金や医療、介護など、社会保障制度が次々に切り下げられる一方で、一握りの大企業のもうけにせん、アメリカ言いなりの政治が行われてきました。

経済効果の成果も上がらず、国民の貧困と格差拡大が進み、年金生活者、労働者など、あらゆる階層の人たちの暮らしが、経済不況、物価高騰の影響で、希望すら見いだせない状況が生まれています。岩出市として、市民生活への対応が問われているものです。

決算状況においては、固定資産税や市民税の課税対象者も増えていきます。岩出市の事業執行においては、物価高騰対策としての水道料金の引下げや道路事業の改善策、防災公園における事業など、市民要求に応えたものもあります。しかしながら、税回収機構への移管面では、低所得者にも強制的な取立てを行う対応も行われており、相談体制の改善と親身な対応が求められていると考えます。

子供医療費の無料化制度は、今年度、18歳まで無料化が打ち出されましたが、令和5年度においては負担を強いているものとなっています。

学校給食の無料化における点では、5年度に1食当たり20円の値上げが行われました。令和5年度は国の補助金活用が行われましたが、令和6年度から給食費の値上げを行う対応も取られてきています。今年10月から来年3月まで県の補助支援対応で無料化とはなりましたが、恒常的な学校給食の無料化施策の取組が必要と考えます。

また、小中学校における司書の配置においても、子供たちの学びに役立つさらなる司書体制充実が求められていると考えます。

これ以外にも、高齢者や障害者だけでなく、市民が買物や病院への移動手段とし

て役立つ乗り合いタクシーなどの移動手段の調査や研究については、５年度においても十分に見えていません。

ごみの減量化対策では、有効な手だての調査研究こそが求められる一方で、市民に対しては、新たな負担となるごみ袋代の値上げが５年後に行われました。

職員体制では、市民サービスの向上につなげる上でも、正規職員を増やし、長時間労働の是正が求められています。非正規職員、正規職員の労働条件の改善や市民への対応に十分応えられる体制が求められていると考えます。

観光行政の取組においては、農家への支援や観光客誘致につながる特産品の開発、道の駅を中心とした地元企業の振興を図る上でも、他の自治体への調査研究など、さらなる研究が求められていると考えます。

市の地方債においては、令和元年に63億円ありましたが、この間、岩出市は将来負担の軽減が必要として繰上償還を行ってきた結果、現在の地方債総額35億円余りとなってきています。そのうち地方交付税において補填される臨時財政対策債は27億円、実質的な借金は8億円の状況です。このような状況下で、地方債返済の減債基金は24億9,000万円もあります。市民のためにしている財政調整基金23億9,000万円が積み立てられています。

令和５年度決算においては、市民要望が山積みしている中で、市民生活向上へ十分に応えられていない点があると考えますので、反対といたします。

○田中議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 議案第53号 令和５年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場で討論を行います。

決算書によりますと、令和５年度の収支の状況は黒字となっています。規模については、対前年度比で、歳入歳出ともに減少していますが、これは令和４年度において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業があったことが主な要因であります。

歳入において、歳出の中心である市税については増加しております。物価高騰の影響を受ける中、滞納処分の徹底、現年度課税分の収納対策の早期着手等により収入未済額の縮減に努められ、収納率についても前年度より向上しており、自主財源の確保に取り組んでいることが見受けられます。

また、国・県支出金など、補助金の活用を図り、起債の発行は必要最低限にするなど、健全な財政運営に努められています。

歳出では、民生費、衛生費、土木費が主なものとなりますが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業の実施はもとより、他の全ての事業執行に関しても、効果、緊急性、必要性を勘案し、着実に事業を進められています。民生費、衛生費に伸びが見られますが、各種社会保障関連事業、都市基盤整備のための道路整備事業、災害に対する防災事業、教育環境改善のための諸施策、また観光促進事業など、行政需要に的確に対応し、効率的な運用が見受けられます。

なお、基金においては、活用を前提としながらも、将来の負担に備えるなど、着実な運用を行っておられます。

今後は、少子高齢化が進展し、人口が減少に向かうことは予想される中、本市においても、労働人口の減少による税収の低下や、高齢化に伴う社会保障費の増大など、厳しい財政状況に置かれることを認識する必要があります。基金を取り崩せば市民サービスを拡充できるのではないかとのご意見もございますが、将来を見据えた財政規律の堅持が重要であり、市債残高を減らしながら、市民ニーズに対応すること、また将来世代に対する投資をしていくことが、本市の将来に向けた重要な取組であると考えます。

以上述べた理由により、私は本議案について賛成といたします。

○田中議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田中議長 以上で、議案第53号に対する討論を終結いたします。

議案第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田中議長 起立多数であります。

よって、議案第53号は、原案のとおり認定されました。

議案第54号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第54号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計決算について、反対の討論を行います。

反対の理由は、令和5年度に国保税の値上げが行われています。国保利用者1人

当たり平均で3,564円の増税となる内容のものとなっています。ごく一部で減額となる世帯はあるものの、課税所得300万世帯でさえ、1人、1万1,000円、2人で2万2,400円もの負担増となるものであり、所得が増えれば増えるほど、さらに大きな負担になるものとなっています。

国による国保の県単位の推進が進められる中で、国保加入者に負担増を押しつける国の責任が大きく問われています。

同時に、地方自治体でも国保税高騰を抑える取組こそ求められているものです。県単位推進の下でも、予算編成における一般会計からの繰入れは可能とされている中で、市の対応こそ問われるのではないかと考えます。

景気の低迷、所得の低下、物価の高騰が市民生活を圧迫している中、新たに国保利用者への負担増を地方自治体としての防波堤の役割を果たしていないと考えます。

市民の健康増進に役立つ人間ドック受診の点では、令和5年度、36件という実態面から、さらなる受診向上へ、市民の理解と協力に対する取組の改善を求めて、この議案には反対といたします。

○田中議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

井神慶久議員。

○井神議員 議案第54号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険は、国民皆保険の根幹をなし、被保険者の市民にとって重要な役割を担っているものです。本市の国民健康保険の取り巻く環境は、被保険者の高齢化による後期高齢者医療制度への移行や、社会保険の適用拡大等により、被保険者数が年々減少する中、県と市が共同運営し、安定した事業運営に取り組まれています。

歳入では、国民健康保険事業運営基金を約4,000万円取り崩し、保険税の負担緩和等に活用するとともに、国保税の口座振替納付の利用促進や、広報紙等での周知による納税意識の向上、納税相談、徹底した滞納整理により収納率を向上させ、懸命に財源確保に努めていることが見受けられます。

歳出については、被保険者が減少する中、保険給付費が前年度比で約2億5,000万円増加しており、必要な保険給付を行っているものと考えます。

保健事業では、人間ドックや脳ドックの実施、また集団健診、まちかど健診や個別健診などの特定健診については、引き続き自己負担なしで実施するなど、被保険者の健康の保持増進を図っているほか、特定健診未受診者対策による疾病予防の取

組や後発医薬品の利用促進など、医療費の抑制にも努めております。

以上のことから、被保険者の健康の保持増進と安定的な事業運営に努められていると考えるので、本議案に賛成いたします。

○田中議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田中議長 以上で、議案第54号に対する討論を終結いたします。

議案第54号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田中議長 起立多数であります。

よって、議案第54号は、原案のとおり認定されました。

議案第56号 令和5年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第56号 令和5年度岩出市後期高齢者医療特別会計決算について、反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、2008年度に導入がされました。それ以来、多くの高齢者から怒りと将来不安の声が出続けています。年齢で区切り、保険料などの負担を増やし、医療給付に制限を設けるという悪評だからです。

後期高齢者医療制度は、収入がなくても、75歳以上の全員に保険料が課され、全額免除を受けるには厳しい制約があります。保険料は2年ごとに改定され、75歳以上の人口と医療費の増加に伴い、際限なく上昇します。後期高齢者医療制度そのものが、世界でも類を見ないお年寄りいじめの制度であります。

物価高騰の下で、年金は目減りし、後期高齢者医療費の窓口負担の倍増して受診抑制も懸念されてきました。後期高齢者医療費に占める国庫負担の比率は、制度発足から減ってきており、現役世代の保険料負担の上昇を抑制する上では、国庫負担こそ増やすべきものです。

国民健康保険税における高騰化にも大きな影響を与えており、このような高齢者を差別する制度であり、後期高齢者医療制度そのものを速やかに廃止することこそ求められていると思います。

この決算については、以上の理由により反対いたします。

○田中議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

中本勸曜議員。

○中本議員 議案第56号 令和5年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、私は賛成の立場で穏やかに討論いたします。

後期高齢者医療制度は、主に75歳以上の高齢者を被保険者とし、高齢期における健康の保持及び適切な医療の確保を図るため、疾病等に対し必要な給付を行うとともに、健診などの保健事業を総合的に実施するものです。

被保険者数は、令和5年度末において6,774人となっているとのことで、前年度に比べ増加しております。今後、高齢化の進展により被保険者の増加が見込まれ、特に団塊の世代の方が75歳に到達する2025年以降は急速に進むものと考えられ、給付費の増加が予想されますが、高齢者の福祉の増進に寄与する必要な制度であります。

決算の状況を見ますと、歳入では、保険料の徴収について、口座振替の積極的な推進や滞納者を増やさないための早期対応に取り組み、高い徴収率の維持に努められています。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金が大部分を占めますが、保健事業における人間ドックや脳ドックに取り組むなど、適切に執行されております。

よって、本議案については、事業を安定的に、また適正に運営されていると考えますので、賛成いたします。

○田中議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田中議長 以上で、議案第56号に対する討論を終結いたします。

議案第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田中議長 起立多数であります。

よって、議案第56号は、原案のとおり認定されました。

議案第58号 令和5年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第58号 令和5年度岩出市水道事業会計決算について、反対討論を行います。

水道事業においては、給水戸数面では、予算時では2万5,200戸を見込み、決算時点では2万5,271戸という状況となっています。この間、宅地開発が進む状況が見られ、令和5年度においても、和歌山県内で数少ない人口増加の実態が現れていると考えます。

水道会計においては、毎年、監査委員の審査意見で、岩出市の経営状況は純利益を計上しており、安定した経営状況で推移している。安全で良質な飲料水を安定供給し、市民生活の向上と福祉の増進に寄与されるよう要望するとされてきています。

現在、基本水量20立方まで使用していない、そういう家庭が年々増えてきており、4,200戸を超える状況となっていており、使ってもいない市民から水道料金を取り過ぎていと言わざるを得ない実態があります。

この間の黒字会計が続く中で、内部留保金は23億円もの状況となっています。水道事業においては、物価高騰対応を取られてはきていますが、令和5年度においても、低所得者や基本水量に満たない利用者に対しての改善策は十分取られていないと考えますので、この議案には反対といたします。

○田中議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 議案第58号について、賛成の立場で討論いたします。

水道事業は、地方公営企業経営の基本原則である健全経営の維持を図りつつ、市民に安全・安心な水を供給することで、公共の福祉を増進するという役目を担い、長年、水道料金の値上げをせず運営されています。

令和5年度の決算において、収益的収支では2億198万3,750円の黒字であります。資本的収支では5億6,013万4,272円の赤字となっています。

このような中、物価高騰による影響を受ける市民や事業者を支援するため、一般会計から財源を繰入れ、水道基本料金を4か月間免除するとともに、アセットマネジメントに基づき、計画的に各施設の更新事業に取り組む必要がある中で、収納率の向上による自主財源の確保や、有収率の向上に取り組み、健全な経営に努めようとしていることがうかがえます。

また、令和5年度岩出市水道事業会計剰余金の処分については、災害に強い安全・安心な上水道の構築に向けて取り組んでいる送水管整備事業等の施設整備に必

要でありますので、積立てをし、持続的な事業運営に当たることが望ましいと考えます。

以上のことから、私は本決算を認定することに賛成といたします。

○田中議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田中議長 以上で、議案第58号に対する討論を終結いたします。

議案第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田中議長 起立多数であります。

よって、議案第58号は、原案のとおり可決及び認定されました。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議案第81号 岩出市監査委員の選任について

日程第25 議案第82号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○田中議長 日程第24 議案第81号 岩出市監査委員の選任の件及び日程第25 議案第82号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任の件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○川端副市長 ただいま議題となりました2件の人事案件についてご説明申し上げます。

議案第81号 岩出市監査委員の選任についてであります。現岩出市監査委員の安居要氏が令和6年12月15日をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第82号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。現岩出市固定資産評価審査委員会委員の堀口健三氏が令和6年12月26日をもって任期満了となることに伴い、引き続き同氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより質疑に入ります。

議案第81号及び議案第82号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、議案第81号及び議案第82号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第81号及び議案第82号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第81号及び議案第82号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

討論採決は議案ごとに行います。

議案第81号に対する討論はありませんか。

(なし)

○田中議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第81号に対する討論を終結いたします。

議案第81号 岩出市監査委員の選任の件を採決いたします。この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田中議長 起立全員であります。

よって、議案第81号は、原案のとおり同意されました。

続いて、議案第82号に対する討論はありませんか。

(なし)

○田中議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第82号に対する討論を終結いたします。

議案第82号 岩出市固定資産評価審査委員会委員の選任の件を採決いたします。この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田中議長 起立全員であります。

よって、議案第82号は、原案のとおり同意されました。

安居監査委員から発言を求められていますので、許可します。

安居監査委員

○安居監査委員 議長のお許しをいただきましたので、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま議員の皆様方のご同意をいただき、監査委員に再任されました安居要でございます。

もとより微力ではございますが、地方自治における監査の重要性を十分認識いたしまして、これからも引き続き職務に精進してまいりたいと存じます。

今後とも皆様方の一層のご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、再任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

~~~~~○~~~~~

○田中議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月5日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月5日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

なお、12月5日木曜日以降の会議は、岩出市役所の市議会議場で開きます。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時28分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 6 年 1 2 月 5 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第2号）

令和6年12月5日

|       |         |                                             |
|-------|---------|---------------------------------------------|
| 開 議   | 午前9時30分 |                                             |
| 日程第1  | 議席の指定   |                                             |
| 日程第2  | 諸般の報告   |                                             |
| 日程第3  | 議案第70号  | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和6年度岩出市一般会計補正予算第4号)  |
| 日程第4  | 議案第71号  | 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について     |
| 日程第5  | 議案第72号  | 職員の給与に関する条例等の一部改正について                       |
| 日程第6  | 議案第73号  | 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第5号）                       |
| 日程第7  | 議案第74号  | 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）                 |
| 日程第8  | 議案第75号  | 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）                   |
| 日程第9  | 議案第76号  | 令和6年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）                |
| 日程第10 | 議案第77号  | 令和6年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）                     |
| 日程第11 | 議案第78号  | 令和6年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）                    |
| 日程第12 | 議案第79号  | 市道路線の認定について                                 |
| 日程第13 | 議案第80号  | 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更について |
| 日程第14 | 発議第1号   | 国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書の提出について              |

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議席の指定、諸般の報告、議案第70号から議案第80号までの議案11件につきましては、質疑、常任委員会への付託、発議第1号の議員提出議案につきましては、提出者の趣旨説明です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議席の指定

○田中議長 日程第1 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指定することに決しました。

それでは、議席は、ただいまのご着席のとおり指定いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 諸般の報告

○田中議長 日程第2 諸般の報告を行います。

議員から提出のありました議員提出議案は、配付のとおり、発議1件であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第70号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市一般会計補正予算第4号）～

日程第13 議案第80号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更について

○田中議長 日程第3 議案第70号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市一般会計補正予算第4号）の件から日程第13 議案第80号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更の件までの議案11件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをのらないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いします。

増田浩二議員、議案第71号の質疑をお願いいたします。

○増田議員 皆さん、おはようございます。

議案第71号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について質疑を行います。

この条例における各市長、副市長、教育長、市議会議員の影響額、この条例における影響額について、どれぐらいあるのかという点、この点をお聞きをしたいと思っています。

○田中議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 おはようございます。増田議員ご質疑の条例における影響額は、市長、副市長、教育長、市議会議員についてお答えいたします。

条例における影響額については、市長で5万6,700円、副市長で4万7,600円、教育長で4万3,400円の増額となります。市議会議員については、議長で5万6,350円、副議長で5万600円、議員で4万7,150円の増額となります。

○田中議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、個々お答えいただいたんですが、全体の総額という形で言うと、合計で幾らになるのでしょうか。

○田中議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

特別職合計で14万7,700円、議員全体におきましては67万2,750円の増額となります。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 続きまして、議案第72号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第72号 職員の給与に関する条例等の一部改正について、この点については、3点お伺いしたいと思います。

1点目は、議案の第24条、特定の職員についての部分なのですが、適用除外の規定において、15条というのが今まであったんですが、これ削除することになるんですが、15条を削除する理由について、どういうわけなのかという点。

2点目は、第3条関係中の扶養手当の項目なのですが、その中において、第14条第3項において、条例の改正が行われるわけなのですが、この点については、以前と比べて改善が図れるというものなのかどうか、この条例の中身についてお聞きをしたいと思います。

3点目は、第6条関係中、この中において別表というのがあるんですが、第2条関係において、災害応急作業員等の手当というのがこれまでなかったものが、新たに創設されるというふうになるんですが、実際には、これまでこれに該当するような仕事をされた方については、どうされていたのか。そしてまた、なぜ、今回この手当が新設されたのかという、この理由についてお聞きをしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 増田議員ご質疑の1点目、第24条、特定の職についての適用除外規定で15条を削除する理由は、につきましては、こちらの改正は、第15条の適用除外を削除することにより、定年前再任用短時間勤務職員について、住居手当を支給対象とするものでございます。

続いて2点目、第3条関係中の扶養手当、第14条第3項において、条例改正後は改善が図られるのか、についてお答えいたします。第14条第3項の規定については、子に係る扶養手当の支給額を月額1万円から月額1万3,000円に増額するものでございます。

続いて、3点目、第6条関係中の別表、第2条関係において、災害応急作業等手当が新設されるが、これまではどう対応していたのか、についてお答えいたします。これまでは、通常の勤務時間外の業務についてのみ超過勤務手当や管理職特別勤務手当を支給しております。

以上です。

○田中議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 3点目なのですが、災害関係の部分については、通常のみ勤務手当が出ていたんだというようなお話だったと思うんですが、今回の場合は、通常の勤務との違いというのは、これあるんでしょうか。その辺のところはどうこれまでと、勤務状態の関係とかなんかは、今後、変更というんですか、関係があるのかどうか、その辺ちょっともう一度お聞きしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

今回の条例に関しましては、災害応急作業等の手当の新設でございますので、今まではございませんでした。よって、震災の派遣した職員に対しては、通常の勤務時間外の業務についてのみ超勤手当を支払っていたということになりますが、国に同様の手当があることと周辺市町村の状況を鑑み、1日当たり1,000円の支給をすることを対象としたということでございます。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 続きまして、議案第73号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 続きまして、議案第73号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第5号）については、6点お伺いしたいと思います。

まず1点目は、5ページにある寄附金についてなのですが、寄附金先から教育費に活用してほしいという要望の説明なんかがあったんですが、これの内容というのが、どういうものなのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

それと2点目は、保健福祉センターの運営費の修繕料なのですが、多目的トイレの修繕だということの説明があったんですが、その中では突発性の状況があるんだというような説明もあったんですが、これまでにトイレの壊れるというような、そういう予兆みたいなものはなかったのかどうか、この点がどうだったのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

3点目は、障害者総合支援給付費の補償、補填及び賠償金における点なのですが、これについては対象の事業者数と、事業についての内容について、どのようなものなのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

4点目は、保育所関係なのですが、児童福祉施設費の中で、備品購入、防犯カメラを設置するためという説明があったんですが、これの設置場所と何台ぐらいを設

置するののかという点、この点をお聞きしたいと思います。

5点目には、母子保健事業についての産後ケア事業、この事業については補正予算で、当初よりどれだけ増えると市として見込んでいるのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

6点目は、ねごろ歴史の丘運営費、この中において備品購入費というのが計上されているんですが、備品購入、どのようなものを購入するのかという内容と、そして活用方法についてどう考えているのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

教育部次長。

○赤井教育部次長 通告に従い、議員ご質疑の1点目と6点目について、一括してお答えいたします。

社会教育寄附金400万円については、寄附に当たり、旧和歌山県議会議事堂にグランドピアノを設置して、音楽イベント等で活用してほしいとの要望があったもので、歳入に合わせて、歳出、9款4項10目17節に備品購入費として400万円を補正予算として上程したものです。グランドピアノ購入後は、寄附していただいた方のご要望に応じ、お応えすべく、音楽イベント等において活用させていただく予定としております。

○田中議長 子ども家庭課長。

○福田子ども家庭課長 増田議員ご質疑の2点目と4点目について、一括してお答えいたします。

まず2点目、保健福祉センター運営費の修繕料における多目的トイレの設置場所につきましては、1階に1か所、2階に2か所、3階に2か所の計5か所となっております。今回発生した故障の内容については、各多目的トイレ内に設置されている緊急用呼出しボタンを押しても、1階、子ども家庭課事務所の呼出し設備本体のアラームが作動しないという本体設備の異常でございます。なお、今回の故障については、特段の予兆は確認されておらず、突発的に発生したものと考えております。

次に4点目、保育所における防犯カメラの設置場所については、玄関付近、廊下、教室の出入口及び職員の目が届きにくい死角となりやすい箇所など、防犯上必要とされる場所を想定しております。設置台数は、各保育所に12台、計48台を予定しております。

○田中議長 こども家庭センター長。

○塩中こども家庭センター長 増田議員ご質疑の5点目についてお答えいたします。

令和6年度当初予算における産後ケア事業については、令和4年度の実績を基に、宿泊型を34泊、デイサービス型ロングを118回、デイサービス型ショートを40回と見込んで計上しておりました。しかし、8月末時点での実績では、宿泊型が32泊、デイサービス型ロングが58回、デイサービス型ショートが16回の利用となっています。特に宿泊型については、5か月間で当初予算の94%に当たる利用があったことから、残り7か月を踏まえて見直しを行いました。その結果、宿泊型を75泊の41泊の増、デイサービス型ロングを135回、17回の増、デイサービス型ショートを35回、5回の減と見込み、補正予算を計上いたしました。

○田中議長 社会福祉課長。

○森社会福祉課長 増田議員ご質疑の3点目についてお答えいたします。

障害者総合支援給付費の補償、補填及び賠償金における対象事業は、委託により実施している障害児者相談支援事業で、対象事業者数は1事業所になります。

事業の内容については、障害のある人が地域において自立した日常生活、または社会生活を営むことができるよう、地域における総合的、専門的な相談窓口を設置し、障害のある方、その保護者、介護する方等からの相談に対して必要な情報提供や助言を行うことに加え、地域の事業所に対し、専門的な助言、指導や人材育成等を行うものになります。

○田中議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 2点お伺いしたいと思います。

1点目は、保健福祉センターのトイレの関係なんですが、今のお話だったとしたら、トイレ自身、各1階、2階、3階のトイレじゃなしに、元の器械のところの不具合になったという形だったと思うんですが、そういう点でいうと、こういった緊急ボタンの点検ですね、点検というのは、大体1年で何回ぐらいされているのか、定期的にそういうような調査というんですか、されているのかという、こういう点はどうかという点をお聞きしたいと思います。

もう1点は、保育所における新しく設置される防犯カメラなんですが、防犯カメラについては、常時監視というような形になるのか、誰が防犯カメラで、そういう実態があるぞというようなことを見るというのかな、そういう方は誰がそういう管理をするような形になるのか。

この2点だけ、ちょっとお伺いしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

子ども家庭課長。

○福田子ども家庭課長 増田議員の再質疑にお答えします。

まず、総合保健福祉センターの今回の多目的トイレの故障につきましては、おっしゃられたように、本体設備のアラーム異常ということで、今現在、修繕を予定しております。

管理につきましては、定期的な点検はしてございません。管理人の巡回による点検というような形で、現在実施しておるということです。

それと、4点目の保育所の防犯カメラの今後の管理監督につきましては、子ども家庭課で行っていきます。ただし、和歌山県の監査も毎年1回ありますので、その部分で管理していくということになります。

4点目の再質疑の防犯カメラの常時監視につきましては、事務室において、所長、事務員が見守るのと、子ども家庭課内でも見守ることが可能であるので、そういう状態、監視の仕方をさせていただきます。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 続きまして、議案第74号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第74号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、この点については、1点だけ伺いたいと思います。

今回の積立金ですね、基金の積立ての総額というのが幾らになるのかという点、この点だけお聞きしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

今回の国保事業運営基金積立金の補正により、基金総額は1億3,999万5,897円となります。

○田中議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 続きまして、議案第75号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第75号 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）、

この点についても、基金の繰入れなんです、介護給付の準備基金、この残高ですね、この残高は幾らになるのかという点、この点だけお聞きしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 増田議員の質疑にお答えいたします。

介護給付費準備基金の補正後の残額は5億7,484万6,938円となります。

○田中議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 続きまして、議案第80号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第80号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更について、この点についてなんです、この中で、今回、事務及び規約というものを変更する内容になっているんですが、なぜ今回、条例で変更しなければならないのか。その理由についてお聞きをしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

税務課長。

○西岡税務課長 増田議員のご質疑についてお答えします。

事務及び規約の変更の理由につきまして、まず和歌山地方税回収機構は、各市町村から滞納事案の整理を引き受けて、厳正な滞納処分等を行うことを通じて、税收確保及び税負担の公平の確保に努めることを目的とし、地方自治法第280条第2項の規定による一部事務組合として、平成18年4月に設立されています。

また、森林環境税は、平成31年度税制改正において創設された森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく新たな国税で、税率は1,000円、賦課徴収は、令和6年度から市区町村が個人住民税の均等割の賦課徴収と合わせて行うこととなりました。これに伴い、令和7年度以降、和歌山地方税回収機構においても、市町村から滞納事案の整理を引き受けた新たな国税である森林環境税を含む個人市県民税の滞納処分等の共同処理を行うことができるよう、機構の共同処理する事務規定に森林環境税を加えなければならないため、事務及び規約を変更するものでございます。

○田中議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、議案第70号から議案第80号までの議案11件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第70号から議案第80号までの議案11件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第14 発議第1号 国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書の提出について

○田中議長 日程第14 発議第1号 国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書の提出の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

玉田隆紀議員、演壇でお願いいたします。

○玉田議員 発議第1号 国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和6年12月5日提出

|     |         |        |
|-----|---------|--------|
| 提出者 | 岩出市議会議員 | 玉田 隆紀  |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 増田 浩二  |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 三栖 慎太郎 |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 梅田 哲也  |
| 賛成者 | 岩出市議会議員 | 井神 慶久  |

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）

本文の朗読は省略させていただき、提案理由の趣旨を申し上げます。

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の最終年度となる令和6年度補正予算において、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも例年を大きく上回る規模で確保されるとともに、国土強靱化実施中期計画については、半島防災という新たな視点を取り入れ、できる限り早期に策定し、必要な予算、財源について、通常予算とは別枠で確保されるなど、国において国土強靱化の取組を強力かつ計画的に推進されるよう、意見書を提出するものであります。

各議員におかれましては、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます、説

明といたします。

○田中議長 ご苦労さまでした。

これで、提出者の趣旨説明は終わりました。

~~~~~○~~~~~

○田中議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月13日金曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は12月13日金曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時00分)

議 会 定 例 会 会 議 録

令和 6 年 1 2 月 1 3 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第3号）

令和6年12月13日

| | |
|-------|--|
| 開 議 | 午前9時30分 |
| 日程第1 | 議案第70号 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度岩出市一般会計補正予算第4号) |
| 日程第2 | 議案第71号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について |
| 日程第3 | 議案第72号 職員の給与に関する条例等の一部改正について |
| 日程第4 | 議案第73号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第5 | 議案第74号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第6 | 議案第75号 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第7 | 議案第76号 令和6年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第8 | 議案第77号 令和6年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第9 | 議案第78号 令和6年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第79号 市道路線の認定について |
| 日程第11 | 議案第80号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更について |
| 日程第12 | 発議第1号 国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書の提出について |
| 日程第13 | 議員派遣について |
| 日程第14 | 委員会の閉会中の継続調査申出について |

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議案第70号から議案第80号までの議案11件につきましては、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、発議第1号と議員提出議案につきましては、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件及び委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議案第70号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市一般会計補正予算第4号）～

日程第11 議案第80号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更について

○田中議長 日程第1 議案第70号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市一般会計補正予算第4号）の件から日程第11 議案第80号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更の件までの議案11件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案11件に関し、各常任委員会の審査の経過と結果及び主な質疑につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員長、福岡進二議員、演壇でお願いいたします。

○福岡議員 おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月5日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第70号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市一般会計補正予算第4号）のほか、議案7件です。

当委員会は、12月9日月曜日、午前9時30分から開催し、総務部門、建設部門の順に審査を実施しました。

議案第70号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市一般会計補正予算第4号）、議案第72号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件、議案第73号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分、議案第77号 令和6年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）、議案第78号 令和6年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）、議案第79号 市道路線の認定の件、以上6議

案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第70号は承認、議案第72号、議案第73号の所管部分、議案第77号及び議案第78号は可決、議案第79号は認定しました。

議案第71号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件、議案第80号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更の件、以上2議案は、討論の後、賛成者多数で、議案第71号及び議案第80号は可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第70号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市一般会計補正予算第4号）では、開票事務に関して、開票時間短縮の取組は、について。

議案第71号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件では、条例改正に伴う、市長、副市長、教育長及び市議会議員のそれぞれの影響額は。また、全体総額は、について。

議案第72号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件では、管理職員特別勤務手当の改正理由は。また、対象者数は。災害対応時、管理職員以外の職員の手当の算定は、について。

議案第73号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分では、派遣職員給与等交付金について、派遣職員の人数及び派遣先は。また、人事院勧告による交付金の額は市で算定し、派遣先に請求するのか。那賀消防組合負担金について、負担金の額は那賀消防組合が算定し請求されるのか、について。

議案第77号 令和6年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）では、電送サービス手数料を支払う理由は。また、支払い先は、について。

議案第78号 令和6年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）では、質疑はありませんでした。

議案第79号 市道路線の認定の件では、安上32号線付近の開発計画は。安上32号線北側のため池は安全性に問題はないのか、について。

議案第80号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更の件では、森林環境税の滞納者数は。また、現状を把握しているのか、について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○田中議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員長、奥田富代子議員、演壇でお願いいたします。

○奥田議員 厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

12月5日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第73号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分のほか、議案3件です。

当委員会は、12月10日火曜日午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の順に審査を実施しました。

議案第73号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分、議案第74号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第75号 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第76号 令和6年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、以上4議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第73号の所管部分、議案第74号、議案第75号及び議案第76号は可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第73号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第5号）所管部分では、教育費寄附金について、グランドピアノを購入することとなった経過は。保健福祉センター運営費の修繕料について。多目的トイレの緊急連絡装置の点検はどうするのか。また、今後の対策は。障害児者相談支援事業消費税相当額補償金について、今年度分のみか。それともこれまでの何年分かを含むのか。また、消費税が課税されないとの認識であったのか。保育所一般備品購入費について、防犯カメラの設置目的は。また、私立保育所は設置したいとの申請はないのか。産後ケア事業委託料について、利用者が増えているが、受入れ施設など、運営体制はどうなっているのか。母子保健事業の返還金について、返還金の内容は。また、出生数の推移は。小学校費の工事請負費について。体育館の使用に現状では支障はないのか。また、工事期間中の使用は。市内小中学校の建築年数は。また、年次計画では建替も検討しているのか、について。

議案第74号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第75号 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第76号 令和6年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）では、質疑はありませんでした。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○田中議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第70号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度岩出市一般会計補正予算第4号）の件、議案第72号 職員の給与に関する条例等の一部改正の件、議案第73号 令和6年度岩出市一般会計補正予算（第5号）の件、議案第74号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件、議案第75号 令和6年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第3号）の件、議案第76号 令和6年度岩出市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件、議案第77号 令和6年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）の件、議案第78号 令和6年度岩出市下水道事業会計補正予算（第2号）の件、議案第79号 市道路線の認定の件、以上、議案9件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案9件に対する討論を終結いたします。

議案第70号及び議案第72号から議案第79号までの議案9件を一括して採決いたします。

この議案9件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号は、原案のとおり承認、議案第72号から議案第78号までの議案7件は、原案のとおり可決、議案第79号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第71号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第71号 岩出市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、反対の立場で討論いたします。

人事院勧告は、憲法28条で、全ての勤労者に保障された労働基本権が争議権の禁

止など、不当に制約されている中で、その代償措置として、国家公務員の給与を民間と比較した上で勧告するものです。

今年の人事院勧告は、国家公務員の月給を2.76%引き上げるよう、内閣と国会に求めました。3年連続の引上げ勧告で、2%を超える水準は1992年以来、32年ぶりです。問題だった高卒一般職の初任給が、最低賃金を下回る事態も解消される見込みで、ストライキを含む民間労働者と公務員労働者の連帯した闘いの成果です。

しかし、特別職は、人事院勧告に準じなければならない法的な規定はありません。この議案は、職員と同様に、人事院勧告が出たからと引上げを行うものとなっています。

今の社会状況を見ますと、市民生活においては、物価高騰の影響、経済不況の影響で、いまだに苦しんでいるのが現状だと考えます。収入が激減した方、職を失われた方、給付金や補助金で何とか延命されている事業者等、多くの市民の皆さんが経済的に厳しい状況である中、法的規定にない点において、報酬の引上げを行うことは、市民に理解が得られないと考えます。

よって、この議案には反対といたします。

○田中議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

大上正春議員。

○大上議員 議案第71号 岩出市議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正について、私は賛成の立場で討論いたします。

本市の議会議員及び特別職の期末手当については、民間の特別給の状況を反映した人事院勧告に準じた条例改正を行っているところであり、経済・雇用情勢等が反映された民間給与実態調査の結果により決定される人事院勧告の民間給与水準に準拠して定めることが、最も適切で合理的であります。

また、過去において、人事院の引下げの勧告にもそれに準じ、条例改正を行っていることから、これまでとの整合性を保つ観点から、人事院の勧告に準じた条例改正を行う必要があります、また、そうすることで市民の理解が得られるものと考えます。

以上述べました理由により、私は本案について賛成といたします。

○田中議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田中議長 以上で、議案第71号に対する討論を終結いたします。

議案第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田中議長 起立多数であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

議案第80号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第80号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更について、反対の討論を行います。

この議案は、国の森林環境税について、滞納者に対して回収依頼を行えるように条例を変更するものです。

反対理由の1点目は、森林税そのものが、地方税のように、応益原則、負担分任といった根拠が成立しないものであることです。政府の行政サービスから生じる利益、特に公益と呼ばれる利益については、その規模を金額ではかって示すことができないものであり、税負担を納税者間で分ける際には、応益原則を用いてはならないことが明らかになっています。税を負担できる能力を全く見ずに、一律に負担を課す人頭税であり、ふさわしくない点があること。

2点目は、森林税が何のために増税するのか。増税によって、いかなる政策効果を実現するのか不明確で、国民に対して増税の必要性など、説明責任を果たしていない問題点があること。また、現在、税回収機構においては、全国各地で生活状況を鑑みない強制的な資産売却による取立てや回収が行われてきています。税回収機構に、新たに森林税における滞納処分を可能にする点では、生活困窮者や滞納を余儀なく生活している市民に、新たな犠牲を強いかねない懸念がある点など、条例改定を行うことはすべきではないと考えます。

以上の点を述べて、反対といたします。

○田中議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

中本勸曜議員。

○中本議員 議案第80号 和歌山地方税回収機構の共同処理する事務の変更及び和歌山地方税回収機構規約の変更について、賛成の立場で討論いたします。

この議案は、和歌山県下30市町村で組織する一部事務組合の和歌山地方税回収機構が、国税である森林環境税を含む個人市県民税の滞納処分等の共同処理を行うこ

とができるよう、事務及び規約を変更するものです。

必要な変更であると考えますので、私は、本議案について賛成いたします。

なお、本市の滞納事案を和歌山地方税回収機構へ移管することについて批判されているようですが、税負担の公平性の観点から適切であると考えます。

以上です。

○田中議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田中議長 以上で、議案第80号に対する討論を終結いたします。

議案第80号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田中議長 起立多数であります。

よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 発議第1号 国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書の提出について

○田中議長 日程第12 発議第1号 国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書の提出の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

発議第1号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、発議第1号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第1号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

発議第1号 国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書の提出の件に対する討論の通告はありません。

○田中議長 これをもって、発議第1号に対する討論を終結いたします。

発議第1号を採決いたします。

この採決は起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田中議長 起立全員であります。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました議員提出議案は、議長において、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）に提出しておきます。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議員派遣について

○田中議長 日程第13 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましては、議長に委任されました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田中議長 日程第14 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付の申出書の写しのとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長から申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長の申出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することに決しました。

~~~~~○~~~~~

○田中議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を12月17日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を12月17日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(9時54分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令和 6 年 1 2 月 1 7 日

岩出市議会

## 議事日程（第4号）

令和6年12月17日

|      |       |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 一般質問  |

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 一般質問

○田中議長 日程第 1 一般質問を行います。

一般質問は、7 番、福岡進二議員、9 番、大上正春議員、5 番、奥田富代子議員、13 番、市來利恵議員、6 番、尾和正之議員、14 番、増田浩二議員、以上 6 名の方から通告を受けております。

なお、分かりやすく質問するため、14 番、増田浩二議員から、資料等、印刷物の配付許可の申出がありましたので、会議規則第 148 条の規定により、議長においてこれを許可し、お手元に配付しています。ご了承願います。

質問時間 60 分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

発言は、市議会会議規則第 55 条の規定により、質問、答弁ともに簡明に行うようお願いいたします。

通告 1 番目、7 番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。7 番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式にて質問を行います。

今議会では、岩出図書館運営についてと窓口業務についての 2 点について、一般質問を行います。

最初に、岩出図書館運営について質問を行います。

岩出図書館におきましては、平成 18 年、市制とともにオープンし、数年前はコロナ禍がありましたが、9 月に入館者数が 300 万人を超えるなど、市民の生涯学習を支援する拠点として活躍していると感じています。また、岩出図書館の運営につきましては、令和 3 年 3 月議会において、コロナ禍における運営状況について、一般質問をさせていただきました。

その後、岩出図書館に本の消毒器を導入されたり、雑誌のオーナー制度を導入されたりと、市民にとってより使いやすい図書館への改善をしていただき、うれしく

思っています。

そこで質問です。1点目、岩出図書館におきましては、令和5年9月30日から自習席を12席設置され、学生さんが自習勉強をしに来ており、盛況と聞いていますが、その使用状況について伺いいたします。

次に2点目として、岩出図書館の設備についてです。

岩出図書館が平成18年4月から開館されて、はや18年がたちます。岩出図書館を駐車場から向かいますと、建物の窓枠に貼っている虎テープの老朽化が気になります。また、入り口に着きますと、ウオータークーラーが長いこと使用中止中のままになっていて、見た目も衛生上もあまりよいとは言えない状態で、長い間放置しています。また、この夏もクーラーが壊れて、市民の方が、また図書館で働いている方が大変だったと聞いています。

そこで、このような状況の中、図書館の設備管理等について、どのような計画を立てられているのか、伺いいたします。

3点目として、総合保健福祉センター図書室、駅前ライブラリーの活用方法についてです。

先日、先日議会にも報告いただきました。教育委員会の点検評価シートを見せていただきました。入館者数について、総数の目標達成はできていなかったのですが、令和4年度からは増加しており、職員の皆さんが運営に尽力されていることが想像できます。より充実した図書館運営を考えると、施設がいろいろな場所にあるというのはありがたいのですが、それぞれ特色を生かした運営を打ち出していてもよいのではないのでしょうか。例えば駅前ライブラリーは、教育支援センターの移転に伴い1階のみの利用となっていることも踏まえ、学生が勉強できる場所に特化する、また総合保健福祉センター図書室は、妊婦健診などで来る機会が多いことを踏まえ、そういった方を対象としたイベント等を実施する、そのような従前どりではない新たな考えを検討していくべきではないかと考えますが、市の見解をお伺いいたします。

○田中議長　ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長　おはようございます。福岡議員ご質問の1番目の1点目、自習席導入以降の利用者数は、についてお答えいたします。

令和5年9月30日から自習席を12席設置したところ、令和6年11月末時点で、累計2,315人の方にご利用いただいております。利用者が最も多い月は令和6年8月

で308人、最も少ない月は令和5年12月で85人となっております。

次に、2点目の施設の更新についてですが、窓枠に貼っている虎テープにつきましては、開館当初、片開き窓のそばを通るときに、開いている窓にぶつかり、けがや窓の破損につながるおそれがあるために、窓の内側・外側共に虎テープを貼った経緯があります。外側部分につきましては、日光により経年劣化しておりますので、早急に新調いたします。

ウォータークーラーにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、使用を禁止した経緯があります。図書館での利用頻度から考えて、保健衛生や適切な維持管理の問題から、安全面を考慮して撤去を予定しております。

クーラーなどの空調設備につきましては、老朽化のため、その都度、突発修繕を行っております。故障の原因究明や部品の取り寄せ等に時間を要することもあり、この夏の異常気象による猛暑日の影響で、十分な冷房ができない時期がありました。現在は緊急を要するものから順次対応しております。

3点目の総合保健福祉センター図書室、駅前ライブラリーの活用についてでございますが、岩出図書館は、市民の身近にあって、いつでもどこでも誰にでも図書館サービスが受けられるように、岩出図書館と分館・分室のネットワークにより配本サービスを行う等、地域密着型の図書館運営に努めてまいりました。以前は、駅前ライブラリーにおいて図書館利用促進講座を開催しておりましたが、現在、イベント等は実施しておりません。

2階の教育支援センターと図書館の連携につきましては、団体貸出しや図書館司書によるレファレンスサービスなどの協力をしております。今後は、おはなし会を共同して開催するなど、全国的にも先進事例として取り上げられているケースもありますので、本市においても検討してまいります。

総合保健福祉センター図書室につきましては、現在、1歳8か月健康診査対象者に絵本の引換券を配布し、来館者には親子での読書を支援する絵本とトートバッグのプレゼント及びブックリストを配布する親子読書支援事業、すくすく読書の受渡し場所にもなっており、読書相談に応じるとともに、図書館の利用カード作成やおはなし会などの案内を行っております。また、3か月に1回、ボランティアと職員による幼児向けのおはなし会を開催しています。あわせて、親子教室などの子ども家庭課の事業協力のほか、子育て支援センターとも引き続き連携してまいります。

総合保健福祉センター図書室には、他の分館・分室にはない子育て支援コーナーを設置しており、資料の更新を予定しております。

今後も地域の皆様に愛される、親しまれる図書館であるよう努めてまいります。

○田中議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 1点、再質問を行います。

岩出図書館の自習席の利用者は、令和6年11月末時点で、累計2,315人との答弁でした。大変盛況でうれしく思いますが、そのような状況ですと、雑誌コーナーの閲覧スペースの一角を使い、利用者にとって手狭な感は否めません。また、図書館利用者にとっても、現在の部分は主要な動線から見える位置にあり、勉強を頑張っているという姿を見ることはできますが、少し窮屈さを感じます。また、勉強をしている学生にとっても、集中できるスペースを確保してあげるべきだと思います。

そこで、これからの図書館の利用促進並びに学力向上に寄与していくためにも、例えば、トイレの隣の小会議室を利用する、会議室は個室になってしまうため、困難な場合はレファレンスコーナーをリニューアルするなど、いま一步踏み込んだ対応は考えていないのか、お伺いいたします。

また、インターネットの閲覧コーナー等は、スマホがある昨今、利用者が少ないように感じます。柔軟な発想、対応により、さらに充実した図書館運営を考えていつてはどうか、併せてお伺いいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

岩出図書館の閲覧席は、図書館資料を用いての読書や調査研究を行うためのものとして設置しております。自習については、日本図書館協会が公表している公立図書館の任務と目標において、席借りのみの自習は図書館の本質的機能ではない、自習席の設置は、むしろ図書館サービスの遂行を妨げることになると記されており、子供から高齢者まで、幅広くサービスを提供する場である図書館において、特定の方々が閲覧席を占拠するような事態は好ましくないとして、開館当初より自習席を設置しておりませんでした。

しかしながら、市民からの強い要望があり、ＩＣゲートの設置に伴い、手荷物の持込みが可能になったことで、令和5年9月30日から、公共図書館という位置づけの中で、ゆったりと図書等に親しんでいただく場所や時間を優先し、他の来館者に迷惑のかからない範囲で、ブラウジングコーナーの一角に実習席を設置した次第でございます。

時期によって利用状況は異なりますが、自習席が満席の場合で、図書等、全て持ち込みでの学習を希望される方には、中央公民館図書室や他の公民館に設置している自習席での学習が可能であることをお伝えし、最寄りの公民館をご利用いただくよう案内しているところです。

公民館自習室は、令和5年度の実績で1,422人の方に、令和6年11月末までの実績で897人の方にご利用いただいております。なお、大会議室や小会議室の開放につきましては、読書グループ活動の使用やイベントの開催等で使用することが多く、またカウンターから目が届かず、防犯上の問題もあり、自習室としての開放は考えておりません。

また、インターネット閲覧端末につきましては、図書館資料を保管するとともに、利用者への情報サービスの充実を図ることを目的として提供するもので、公立図書館においては必置とされており、令和5年度で522人の方にご利用いただいております。

今後も図書館運営の工夫改善に努めてまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

福岡進二議員。

○福岡議員 次に2番目、窓口業務についてお伺いいたします。

現在、岩出市の市役所の窓口とも言える市民課ですが、週明けの月曜日や連休明けの開庁日において非常に混雑している日があり、市民の方が待合の席が満席であふれているときがあると聞いています。また、マイナンバーの交付に伴う事務、戸籍法改正に伴う事務の増加等、市民課の業務は増加の一方であると感じています。

9月の議会でも、戸籍法改正に伴う対応について一般質問を行い、その中で一部業務委託も視野に入れた実施を考えているとの答弁をいただきました。また、今年の5月21日には、総務建設常任委員会での行政視察において、佐賀県の武雄市に行っていました。武雄市では、市民課の窓口業務について、専門的知識、技術、経験を有する民間事業者に委託を行っています。民間事業者のノウハウを行政に活用し、安定的かつ効果的な窓口サービス提供体制を構築するとともに、多様化する行政ニーズに応える体制づくりも寄与することにより、持続可能な質の高い行政サービスを実現することを目的として実施しているとのことでした。

また、年度末や年度始まりの行政において、避けることなのできない人事異動の影響にも左右されることが少なくなり、特に繁忙期において効果があると感じました。私は市民がより便利になることを目的とした上で、業務がより一層効率的、効果的に運営できるのなら、窓口業務についても委託等を導入するべきであると考えています。近隣市を見ても、土・日・祝日も含め、窓口業務を民間委託していると聞いています。民間の持つ知識や経験、ノウハウを活用することにより、市民の利便性向上に加え、職員はより付加価値の高い市民サービスに力を注ぐことができるのではないのでしょうか。

そこで2点お伺いいたします。1点目、現在の市民課窓口業務の状況について、職員体制はどのようになっているのか。また、来庁者数や平均的な待ち時間をお聞かせください。

2点目、現在の状況を踏まえ、岩出市の市民課窓口業務の民間委託について、どのように考えているのかをお聞かせください。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 おはようございます。福岡議員の2番目のご質問、窓口業務についての1点目、市民課の窓口の状況は、についてお答えします。

令和6年度の市民課職員体制は、正職員9人、再任用職員1人、会計年度任用職員2人の計12人であり、市民課窓口では、住民票の写し等の各種証明書の発行、印鑑登録、転入・転出等の住民移動届や婚姻届等の戸籍届出受付、マイナンバーカードの交付等の市民の権利や財産等に関係する多岐にわたる業務を担っております。

令和6年4月から11月末までの市民課窓口への来庁者数は、月平均3,098人であり、平均待ち時間は4分です。しかし、曜日や時間帯により混雑が生じており、最大30分程度お待ちいただくこともございます。

令和6年度の市民課窓口状況としましては、コンビニ交付サービスの導入により証明書発行業務における窓口混雑緩和につながっておりますが、一方で、健康保険証の新規発行停止に伴い、マイナンバーカードに関する手続のため来庁される方が増加し、混雑が生じてきたことから、カードの交付窓口数を増やすとともに、カードの平日夜間交付及び休日交付の実施回数を、11月は月2回から月4回に変更する等、窓口体制について、状況に応じた柔軟な対応を行っているところです。

2点目の民間委託導入に向け市の見解は、についてです。

窓口の業務委託につきましては、事業者の持つノウハウや情報の活用及び繁忙期

に合わせた柔軟な人事配置等により、窓口運営の効率化と市民サービスの向上を図ることを目的として導入される自治体も増えてきております。第3次岩出市長期総合計画におきましても、効率・効果的な行財政運営の取組方針としまして、官民連携の下、民間委託など、民間活力の積極的な活用を図るとしています。

民間委託が可能な業務の範囲も拡大されてきていることから、窓口業務の民間委託による効果等について、導入自治体等の取組状況、課題等を調査研究し、さらなる市民サービスの向上、業務効率化に取り組んでまいります。

○田中議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 1点、再質問を行います。

業務委託については、課題等、調査研究をしているとの答弁でしたが、いずれにせよ、市民の利便性の向上、待ち時間を少しでも短くしてあげることが、市民にとっても、市にとっても、さらに職員にとってもプラスになると考えますので、業務委託が難しいという状況であれば、会計年度任用職員を活用するなど、窓口業務を強化するべきではないかと考えますが、その辺りは検討されてはどうか、お伺いいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁のとおり、現在の市民課窓口における平均待ち時間は4分であり、直ちに窓口業務を委託することは考えておりません。しかしながら、適切な窓口サービスが提供できるよう、研修の参加等により、職員の知識向上を図るなど、正確、丁寧、迅速な事務処理を行い、市民の利便性の向上に努めてまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告2番目、9番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 9番、大上正春でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回は、小中学校体育館の空調設備について、下水道排水設備工事の助成金制度についてと、岩出市住宅耐震改修事業補助金についての３点について、質問をさせていただきます。

最初に、小中学校体育館の空調整備についてです。

体育館は子供たちの教育の場であり、災害発生時において地域の避難所としても重要な役割を担っています。空調整備を一段と加速させ、児童生徒に加え、避難者も安心して過ごせるようにすることが大切です。文部科学省は、今国会で審議中の2024年度補正予算案に、学校体育館の空調整備を促す臨時特例交付金を新設するための関連費用を計上しております。既存の国の交付金は教室も対象ですが、体育館に特化した交付金を別枠で創設することで、空調整備の加速化を図っております。

近年は、全国的に猛暑日が増えており、学校施設に空調を整備する重要性は高まっています。2018年には、学校で小学生が熱中症で亡くなる痛ましい事故が起きました。国会の公明党では、教室への空調整備を優先すると同時に、体育館への設備を粘り強く推進しております。これまで国の自治体向け補助制度を拡充し、今年9月1日時点の小学校の空調設置率は、普通教室で99.1%に達し、体育館は2018年の約1%から18.9%に上昇したとのことです。

しかし、全国的に見ると、体育館への空調整備の遅れが目立つ自治体が多く、大都市部と地方の設置率には、財政力の部分で格差があるのが現状です。岩出市におきましても、学校教室の空調整備は進み、よりよい環境での学習が行われております。しかし、学校全体集会や屋内体育授業、また避難所としての活用できる体育館には空調設備が整っていないのが現状です。

酷暑や厳寒での全校集会時など、対応はどうされているのか、お伺いします。

また、文部科学省は、2025年度に体育館への空調を設備した場合の国の補助率を3分の1から2分の1に引き上げ、断熱工事を実施する場合の経費も補助する対象とするとのことです。岩出市の学校施設等長寿命化計画における学校体育館への空調整備の検討状況についてお聞かせください。

また、全小中学校に空調整備を行った場合の概算費用はどの程度なのか、分かる範囲でお聞かせいただけたらと思います。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 大上議員ご質問の1番目についてお答えいたします。

1点目の酷暑や厳寒での全校集会時などの対応は、につきましては、ICT機器

を活用し、オンラインにより実施しております。体育館に集まることの数が少なくなっております。

2 点目、岩出市立学校施設等長寿命化計画における学校体育館への空調設備の検討状況は、につきましては、本年 3 月議会での増田議員の一般質問にもお答えしたとおり、エアコンの長寿命化計画の見直しにつきましては、再来年、令和 8 年、計画見直しの年度予定と進めております。

3 点目、全小中学校の学校体育館に空調設備を行った場合の概算費用は、についてですが、現在把握している概算費用として、文部科学省が示す体育館への空調設備及び断熱化改修費用の単価を用いますと、8 校合わせて約 6 億円弱と試算しております。しかしながら、この費用にはキュービクルの改修費用は含まれておらず、より高額な費用が必要であり、その積算には詳細な調査検討が必要と考えております。

○田中議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 1 点だけ。長寿命化計画として、様々優先すべき事業があると思うのですが、災害時の避難所としても活用する学校体育館でありますので、市民が避難したときに、暑さ、寒さでの二次災害にならぬよう、学校体育館への早期の空調整備が最重点と考えますが、その点についてお聞かせください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 再質問にお答えいたします。

長寿命化計画では、躯体の維持修繕、下水道の接続、トイレ改修を最優先事項としており、これらの事業の次に優先すべき事業として、製造期限が 2027 年に迫っている蛍光灯の LED 化であると考えておりますが、体育館への空調整備については、これらの事業の緊急性を踏まえ、長寿命化計画の見直しの中で、国の補助事業を含め、調査検討してまいりたいと考えております。

○田中議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中議長 これで、大上正春議員の 1 番目の質問を終わります。

引き続きまして、2 番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 2 点目の質問です。下水道排水設備工事の助成金制度についてご質問い

たします。

本市の下水道事業は、健全で快適な生活を営み、良好な環境を確保する上で欠かすことのできないインフラとして、公共下水道の整備、普及促進の実現を目的として、紀の川中流域下水道関連の公共下水道として、平成13年度から事業着手し、平成20年度より一部地域で供用を開始されております。

快適で衛生的な生活と河川等の良好な水質による自然環境の保全を図るため、下水道の整備を進め、住んでよかったと思えるまちづくりの実現に向け、市民への啓発に取り組み、普及促進に努めていただいております。

また、将来にわたり安定した下水道サービスを提供するため、効率的な下水道整備への投資と維持管理を行い、特に整備区域での下水道への接続を促すよう市民の理解を広げ、下水道経営の健全化を図っていただいております。現在も各地域で新築、分譲とともに、下水道の整備が進んでおります。

ここで改めて、下水道供用開始地域において、排水設備工事を実施するときの助成金を受けられる条件についてお伺いいたします。また、新築の場合の助成金についてはどうなのか、お聞かせください。

今回、この質問に至ったのは、岩出市以外から新たに転入してくる方からの質問なのですが、中古物件を購入するとのことで、この地域には下水道が整備されておりましたが、購入物件には排水設備が整備されておらず、新たに整備するに当たって、設備化工事の助成金を受けられないとのことでした。その点についてのご説明をお願いしたいと思います。

○田中議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局理事。

○岡崎上下水道局理事　大上議員の下水道排水設備工事の助成金制度についてのご質問にお答えいたします。

この制度は、水洗便所の普及と公共下水道への早期接続を促進し、もって環境衛生の向上に資することを目的としており、公共下水道供用区域内において、既設のくみ取便所を水洗便所に改造し、また既設の浄化槽を廃止するなどして、公共下水道に接続しようとする工事を行う者に対し、その工事に要する費用の一部を助成するものであります。

ご質問1点目、助成金を受けられる条件は、についてであります。対象となる排水設備工事を行う者が、原則として、公共下水道供用区域内にある居住の用に供する建物を所有する個人または所有者の同意を得て使用する個人であること、市税、

水道料金、下水道使用料、下水道受益者負担金を滞納していないこと、供用開始日から３年以内に排水設備工事に係る計画の確認申請をして受理されていることのいずれにも該当することとなっております。

次に２点目、新築の場合の助成は、についてであります。さきに申し上げたとおり、この制度は、供用区域内にある建物の既設の排水設備を改造や廃止するなどして、公共下水道に接続しようとする工事を対象としており、新築の場合は対象としておりません。供用区域内の新築に当たっては、建築基準法の規定により、便所は公共下水道に接続された水洗便所とすることが必須とされております。

次に３点目、市外からの転入世帯に対しての助成金は、についてであります。この制度では、岩出市内に住所を有することを条件にはしておりません。さきに申し上げた条件をクリアし、対象となる排水設備工事を行う場合であれば、市外からの転入世帯であっても対象となります。

なお、供用開始から３年以内という条件につきましては、下水道法の規定により、供用開始日から３年以内に供用区域内の既設のくみ取便所を水洗便所に改造することが求められていることや、この助成制度は公共下水道への早期接続を促進しようとするものであることなどを鑑みて設けているものでございます。ご理解賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

○田中議長 再質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、大上正春議員の２番目の質問を終わります。

引き続きまして、３番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 ３点目の質問です。岩出市住宅耐震改修事業補助金について質問させていただきます。

これまでも、平成７年阪神・淡路大震災、平成１６年の新潟県中越地震、平成２３年の東日本大震災、平成２８年の熊本地震など、大地震が発生しております。近い将来、東海、東南海・南海、３連動地震などの発生が想定される中で、さらなる耐震化の促進が課題となっております。このような大地震から自らの命、財産等を守るためには、住宅や建築物の耐震化を図ることが必要であり、住宅や建築物の所有者一人一人が自らの問題として意識して取り組んでいただくことが重要です。

住民が安全で安心して暮らせるまちづくりを目的に、住宅建築物の耐震化を推進するための各種施策も行っております。住民への支援等を充実するために、耐震診

断や耐震改修には相当の費用がかかるため、所有者の費用負担の軽減を図ることが重要であることから、岩出市におきましても、住宅耐震改修事業補助金制度を行っております。

2024年1月1日16時10分、能登地方を震源とする地震、マグニチュード7.6、震源の深さ16キロが発生し、石川県を中心として、地震、津波、地盤変状などにより、多くの建築物が被害を受けました。いまだに避難生活を余儀なくされている皆様方には、心よりお見舞い申し上げますとともに、一刻も早く元の生活へ戻れるよう、心よりご祈念申し上げます。

この能登地方の震災から、住民の耐震への意識が高くなってきたと認識するのですが、岩出市民から、補助金申請件数と待ち状況はいかがなものでしょうか。また、昨今、様々な原因が絡み合った原材料の物価高騰での建築資材の高騰により、耐震工事の補助金が出るが、資材の上げ幅が大きいため、補助金枠を拡充できないかとのご意見をお聞きしました。その点について、本市の見解についてお聞かせください。

○田中議長　ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長　大上議員ご質問の3番目、岩出市住宅耐震改修事業補助金についての1点目、市民からの補助金申請件数と待ち状況は、についてお答えいたします。

本市では、旧耐震基準住宅の耐震化を図ることで、地震発生時における住宅の倒壊等による災害の防止を目的として、平成16年度から国、県の交付金等を活用し、岩出市住宅耐震化促進事業を実施し、令和5年度末時点で、耐震診断741件、耐震改修124件の実績となっております。今年度の耐震診断及び改修に対する補助につきましては、年初の能登半島地震の影響もあり、問合せが増加したことから、6月議会で予算を増額させていただき、現時点で、耐震診断71件、耐震改修11件の申請を受けてございます。また、耐震改修のお問合せをいただき、次年度での実施をご案内している件数は10件となります。

なお、次年度において希望される方が1人でも多く耐震改修を実施できるよう、令和7年度予算編成におきまして、計画件数の増額を検討しているところでございます。

次に2点目、現在の物価高騰の状況を踏まえて、補助金額について市の見解は、についてお答えいたします。

住宅耐震改修事業につきましては、耐震改修を行う住宅は、個人の財産であるこ

とから、国の補助制度の範囲内で、補助金額116万6,000円を上限として、国50万円、県33万3,000円、市33万3,000円の負担割合で事業を実施しており、市単独での補助金の増額は考えていません。

現在、国の制度改正において、物価高騰の状況に鑑み、補助金の上乗せを検討していると聞いてございます。市としましては、実施者の負担軽減を図るため、積極的に国・県の補助金等を活用していきたいと考えておりますので、今後も国の動向に注視しながら、県との連携を密に補助金の確保に努めてまいります。

○田中議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 国の制度改正の可能性があるとのことでしたが、国の補助金が増えられた場合の本市の補助金額の上乗せについて、考えをお聞かせください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 大上議員の再質問にお答えいたします。

国の制度改正による補助金の上乗せについては、県の動向を見た上で判断することになりますが、実施の場合、国と地方の負担割合に応じ、市も同額分を負担することとなります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、大上正春議員の3番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時30分から再開いたします。

休憩 (10時12分)

再開 (10時29分)

○田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告3番目、5番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 5番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、一問一答方式で、1番目に、岩出市の水道水について、2番目に、ペーパーレス化の推進について、3番目に、岩出市紙おむつ支給事業について、この3点について

質問いたします。

まず1点目、岩出市の水道水についてです。私たちの生活に水は欠かせません。国土交通省の2021年版日本の水資源の現況によりますと、水道水をそのまま飲める国は、日本を含め世界でたった12か国と発表されています。日本は水道の水質がよく、そのまま飲める数少ない国の1つです。確かに海外旅行するときは、現地の生水を飲むとおなかを壊す、必ずペットボトルの水を飲むようにと聞いたことがあります。

ところで、私は、これまでに何人もの方から、岩出の水、水道水ですが、おいしいとの声を聞きました。私自身、料理や飲料水として普通に水道水を利用しています。しかし、最近、ニュースで、岡山県吉備中央町の浄水場で国が示す基準値の28倍ものPFASが検出され、全国で初めて公費による血液検査が行われたことが報道されました。PFASとは有機フッ素化合物の総称です。永遠の化学物質と呼ばれ、ほとんど分解されることなく、体内や自然界に蓄積され、国際条約によって使用が禁止されているとのこと。しかし、水道水の検査では、PFASは水質基準に含まれていないので、検査を行う水道事業体があれば、行わない水道事業体もあるのが実情です。

そこでお伺いします。1点目、市で実施している検査は何項目で、PFASの検査も入っているのでしょうか。

2点目、検査の頻度についてお聞きします。

3点目、本市において、安全な水を供給するために行っていることと、今後取り組むことをお答えください。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局理事。

○最相上下水道局理事 奥田議員の1番目のご質問、岩出市の水道水についての1点目、市で実施している検査は何項目か、また、項目にPFASは入っているのか、についてお答えします。

岩出市では、水質基準項目51項目と水質管理目標設定項目27項目の計78項目の水質検査を行ってございます。水質基準項目は、水道法第4条に基づくもので、人の健康に関する31項目、生活利用上、また施設管理上、障害のある20項目で設定されてございます。PFASは水質基準項目ではございませんが、今後、水道水中で検出される可能性があるなど、水質管理において留意する必要がある水質管理目標設定項目に含まれており、本市では検査を実施してございます。

続きまして２点目、検査の頻度は、でございますが、水質基準項目は、必須の水質検査項目で、水道法施行規則第15条の規定に基づき、年１回の51項目検査、毎月１回の11項目検査、３か月に１回の27項目検査を実施してございます。P F A Sを含む水質管理目標設定項目は、任意の水質検査項目で、年１回の検査を実施してございます。

続きまして３点目、本市において、安全な水を確保するために行っていることは、また今後の取組は、でございますが、水質基準には何ら問題がございませんので、現行の水処理を続けていきますが、来春をめどに水質基準の見直しが検討されていきますので、国の動向を注視して適正な対応を行ってまいります。

○田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 本市では水質検査の項目にP F A Sも入っていると答えいただきました。P F A Sについて、国の示す基準値は１リットル中50ナノグラムですが、令和６年度に実施した水質検査では、P F A Sの検査結果はどうだったのかをお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局理事。

○最相上下水道局理事 奥田議員の再質問にお答えいたします。

令和６年８月に実施した水質分析結果では、P F A Sの１リットル中の含有値は、原水でございます第一浄水場では11ナノグラム、給水栓で測った値でございますが、これでは岩出市役所で10ナノグラム、東坂本配水池で19ナノグラム、中島水源地で17ナノグラム、第三浄水場で11ナノグラムであり、いずれも暫定基準値内でございます。

また、先日、市のウェブサイトにも水質検査結果を掲載してございます。

○田中議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の１番目の質問を終わります。

引き続きまして、２番目の質問をお願いいたします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 ２番目の質問に行きます。市役所のペーパーレス化についてです。

政府は、以前から、電子帳簿保存法やe－文書法の施行など、働き方改革の中でペーパーレス化を推進してきました。2021年には、行政手続の押印を廃止する脱ハ

ンコ法案が可決し、日本のデジタル化を推進するデジタル庁も発足しました。今後
も政府によるペーパーレス化や電子化推進の動きはますます強まると考えられます。
行政にとってペーパーレス化のメリットは、庁内での会議に必要な資料の印刷や書
類の決裁などに伴う職員の業務の効率化、文書の保管スペースの削減、コピー用紙
購入費用や印刷代などの経費の削減などが考えられます。

また、近年、世界的に注目を集めているのがSDGs、持続可能な開発目標の考
え方です。紙を大量に消費し続ければ、紙の材料となる木の伐採が進み、間接的に
環境を破壊することになります。SDGsで掲げられる17の目標のうち、12番のつ
くる責任、使う責任、13番の気候変動に具体的な対策を、15番の陸の豊かさを守ろ
うが、ペーパーレス化と関連性のある項目として上げられます。

そこでお伺いします。1点目、過去5年間におけるコピー用紙の各年度の使用量
についてお答えください。

2点目、SDGsの観点から、ペーパーレス化が望まれますが、市役所の推進状
況について伺います。

3点目、ペーパーレスの目標設定はどうかをお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 奥田議員のご質問の1点目、過去5年間におけるコピー用紙の各年
度の使用量は、についてお答えします。

市役所全体におけるコピー用紙につきましては、レーザープリンター及びコピー
機、輪転機で使用しております。おおむね購入量と同数の使用枚数となっております。
コピー用紙はサイズが4種類あり、それぞれ重さが異なることから、A4サイ
ズとして換算した購入量でお答えさせていただきます。令和元年度、434万1,875枚、
令和2年度、448万1,875枚、令和3年度、341万6,750枚、令和4年度、484万枚、
令和5年度、371万枚となります。5年間の合計で2,079万500枚となっております。

次にご質問の2点目、SDGsの観点からペーパーレス化が望まれるが、市役所
の進捗状況は、についてお答えします。

コピー機及びプリンターでの印刷は、特別な用途を除き、両面機能や集約機能
を使用し、用紙削減に取り組んでおります。また、メモ用紙や供覧用紙には個人情報
等を含むものは除き、ミスコピーの裏面を使用しております。電子的な取組といた
しましては、庁舎内における通知、それから情報交換などは、電子メールや庁内電
子掲示板を活用しております。また、今後、市役所のDX、デジタルトランスフォ

ーメーションを進め、紙の資料や文書を電子化することで、さらなるペーパーレス化に取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問の３点目、ペーパーレスの目標設定についてお答えします。

令和３年３月に策定いたしました第４次岩出市地球温暖化対策実行計画において、令和元年度の使用量から、５年間で削減率を５％を目標としております。議員のご質問にありましたＳＤＧｓの目的である持続可能な社会の実現のためにも、目標達成に向けて努力してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 市ではペーパー使用量を削減するために両面印刷にしたり、それからミスコピーの裏面をメモ用紙に使ったり、また電子メールを活用するなどして、さらなるペーパーレス化を推進していくということですが、家庭においても同じような紙の使用量を減らすためには両面印刷や、それから使用済みの紙の裏面活用、また印刷をする前に間違いがないか念入りに確認をしたり、そういうことは行っております。しかし、本格的にペーパーレス化を推進するためにはタブレット端末の導入が欠かせないと考えますが、市の見解をお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 奥田議員の再質問にお答えさせていただきます。

先ほどの答弁でも申し上げさせていただきましたが、今後、市役所のＤＸ、デジタルトランスフォーメーションを進める中で、議員ご提案のタブレットの導入も検討材料として含め、紙の資料や文書を電子化することで、さらなるペーパーレス化に取り組んでまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の２番目の質問を終わります。

引き続きまして、３番目の質問を願います。

奥田富代子議員。

○奥田議員 ３番目は、岩出市紙おむつ支給事業についてお聞きいたします。

本市の高齢者福祉計画・介護保険事業計画の第２章、高齢者を取り巻く状況によりますと、６５歳以上の高齢化率、７５歳以上の後期高齢者率ともに年々上昇傾向で推移しており、６５歳以上の高齢化率については、令和５年で２４．６％、平成３０年と比較

すると2.3ポイント増加しています。後期高齢者については、令和5年では12.3%、平成30年と比較すると2.6ポイント増加しているということです。また、要支援・要介護認定者数は、令和5年では2,160人となり、令和4年より減少していますが、第7期の最終年である令和2年の2020年を基準としましたら、令和5年では49人、1.02倍増加していると示されています。

今後、人口の高齢化が進む中、要介護者が増えることは容易に想像できます。介護される側にとって、在宅介護のメリットは、なれ親しんだ自宅や住み慣れた地域で生活が続けられ、家族との時間を長く持てることでしょう。

一方で、在宅介護は、施設介護と比べると、家族の精神的、肉体的、また経済的負担が大きくなる傾向にあります。本市では、自宅で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者を介護している家族に、介護に必要な紙おむつを支給する事業があると聞いています。介護をする家族のご負担に寄り添った事業と考えます。

そこで質問です。1点目、支給対象者の要件についてお答えください。

2点目、過去5年間に給付を受けた者の推移はどうなっているのか、お聞きいたします。

3点目、支給要件の緩和を望む声がありますが、市の考えをお聞かせください。

○田中議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員ご質問の3番目、岩出市紙おむつ支給事業についてお答えします。

この事業は、在宅で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者を介護している家族に対し、介護に必要な紙おむつ等の一部を支給することにより、家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者が日常生活を継続できるよう支援することを目的として実施しています。

議員ご質問の1点目、支給対象者の要件につきましては、1. 介護保険制度における要介護認定を受けている者、2. 寝たきり、または認知症の者、3. 常時失禁状態にある者、4. 同一住所にある者の直近分の所得税が非課税であることの全てに該当する方となり、申請者は同居家族となります。

続いて2点目、過去5年間に給付を受けた者の推移につきましては、令和元年度、50件、令和2年度、56件、令和3年度、62件、令和4年度、42件、令和5年度、39件、令和6年度は11月末時点で70件となります。

続いて3点目、支給要件の緩和を望む声があるが市の考えは、につきましては、

9市の状況を比較したところ、先ほど申し上げた要件4点のうち3点については他市もほぼ同様であります。4点目の所得要件については違いがございます。まず、対象者の所得要件につきましては、多くは市町村民税非課税となっておりますが、本市は所得税非課税としているため、範囲は他と比較して、若干緩和されていると考えております。

一方、家族に対しては、本市は所得税非課税を要件としておりますが、他市においては課税・非課税を問わない要件となっているところも少なからずございます。支給要件の他市との状況は以上となりますが、現在のところ、見直す考えはございません。

○田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 支給要件につきましては、現在のところ見直す考えがないというふうにお答えいただきました。現在、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、在宅介護が推進されており、今後、ますます在宅で過ごされる方が増加すると考えられます。こういった状況において、介護者である家族に対する支援として、今後、紙おむつ支給のさらなる充実が必要だと考えますが、なぜ見直す考えがないのかをお聞かせください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員の再質問にお答えします。

なぜ、今後も支給要件を見直す考えがないのかということですが、紙おむつ支給事業は、介護保険の地域支援事業の任意事業として実施しています。この事業については、国において保険給付の上乗せ、横出しとなるものであり、市町村特別給付または保健福祉事業等により実施すべきものと整理されています。

このことから、平成27年4月から第6期介護保険事業計画において、原則任意事業の対象外とされましたが、平成26年度に本事業を実施していた市町村に限り、例外的な激変緩和措置として、任意事業の対象とされている経緯がございます。第9期、令和6年度から8年度計画におきましては、国から、本事業は市町村特別給付及び保健福祉事業等へ移行を含めた計画的な廃止、縮小に向けた取組によって行うよう注視されております。

よって、今後、激変緩和措置が終了し、市町村特別給付等へ移行した場合、保険料で多くを賄うこととなり、被保険者の負担増につながるおそれもございます。こ

のようなことから、現在のところ、見直す考えはございませんが、今後も、国等の状況を注視しながら、慎重に対応してまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

通告4番目、13番、市来利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 13番、市来利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式で一般質問を行います。

まず1つ目は、岩出市総合保健福祉センター、ヘルストロン使用についてであります。

ヘルストロンは、1963年に、厚生省、元厚生労働省から医療機器として承認された世界初の電位治療器です。ヘルストロンとは、電極と電極の間に通電することで形成された電界に体を置き治療を行う医療機器で、様々な効果が期待できます。効果は人それぞれですが、通電することで血液の循環をよくしつつ、肩こり、慢性便秘、不眠症を和らげる効果があると厚生労働省の認可を得ています。

いつまでも生き生きと健康でということで、医療機関をはじめ、全国の自治体の公共福祉、文化施設などにも設置されており、岩出市にも総合保健福祉センターに設置されています。

そこで、年間の利用者数と1日の平均利用者数についてお聞きをいたします。

2つ目は、ヘルストロンの利用については、市では1回20分となっております。市民の利用者からは、機器の設置は大変喜ばれておりますが、20分という時間の根拠は何なのか。また、もう少し時間を長くできないのかという意見をいただきました。また、利用前には、名前、住所、使用開始時間の記入のノートがございました。機器の利用に関係なく誰もがみれるものとなっており、これ改善を行う必要があるのではと考えます。

例えば議会の傍聴などできたら名前を書き、住所を入れという形になって、箱に入れてもらっているんですね。やっぱり今回、福祉センターの状況をあいあいセンターに行って、ヘルストロンの使用を見ると、ノートに書くような形になっているので、過去から全部見れちゃうんです。やっぱり使用されているのが、高齢者であ

るということから、これは個人情報漏れたり、やはり住所を特定されたりという問題があるのではないかと考えますので、この改善を求めたいと思います。その考えをお聞かせください。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員ご質問の1番目、岩出市総合保健福祉センター、ヘルストロンの使用について、にお答えいたします。

まず1点目、年間の利用者数は、令和5年度実績で6,900人、1日の平均利用者数は約18人となっています。

次に、2点目の使用できる時間の改善と利用方法の改善を求める、についてですが、使用時間は、現在1人1回につき20分以内の利用をお願いしております。時間の設定については、厚生労働省が推奨する1時間以内という基準はありますが、機器メーカーの公共施設における利用時間は、広く市民に利用いただくため20分程度とすることが望ましいとの助言に基づき設定したものでございます。今後は、厚生労働省の推奨が1時間以内ということもございますので、他の利用者がいない場合などでは柔軟に対応していくことを検討してまいります。

また、現在、ヘルストロン前に設置している利用者名簿については、市来議員ご指摘のとおり、大切な個人情報になりますので、適切に管理できる1階の総合案内に移動し、管理を行ってまいります。

○田中議長 再質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 2つ目の質問は、自転車の安全対策についてであります。

令和5年4月1日から全ての自転車利用者について、乗車用ヘルメットの着用が努力義務となりました。和歌山県では、自転車乗用中の交通事故で亡くなられた方は、その42%が頭部に致命傷を負っています。自転車乗用中にヘルメットを着用していないと、着用している場合に比べ、交通事故における死亡率、約2.4倍になると言われております。ヘルメットの着用は、人的被害の重大化防止に大変有効です。

昨年の和歌山県の自転車乗用中の交通事故件数は219人、死者者数は5人、負傷者207人、亡くなった方全ての方がヘルメットを着用していませんでした。市町村

別では、和歌山市が一番多いですが、2番目に岩出市となっています。件数15件、死者数は1人、負傷者が13人、ヘルメット着用は努力義務ですが、子供たちはもちろん、自転車を利用する市民の方に命を守るため、啓発する活動は大事なことでと考えます。

そこで、まず自転車ヘルメット着用の現状と課題についてお聞きをいたします。

2つ目は、自転車の安全教育の現状と課題についてお聞きします。

3つ目は、令和6年の11月から道路交通法が改正され、自転車運転中にスマートフォン等を使用する、ながら運転し、ながらスマホの罰則が強化され、また自転車の酒気帯び運転が新たに罰則の対象とされました。自転車運転中、停止している間を除いて、スマホで通話したり、画面を注視したりする、ながらスマホが道路交通法により禁止、スマホを手で持って画面を注視することはもちろん、自転車に取り付けたスマホの画面を注視することも禁止されます。酒気帯び運転についても罰則の対象となります。また、自転車の飲酒運転をするおそれがある者に酒類を提供したり、自転車を提供したりすることも禁止です。

今般の改正道路交通法においては、ながらスマホの罰則強化等に加え、自転車の交通違反に対して罰則金を納付させる、いわゆる青切符による取締りの導入が規定されました。この青切符による取締りは、16歳以上を対象としています。今回の改正を広く周知する取組が必要だと考えます。また、対策も必要だと考えますが、市の考えをお聞かせください。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市来議員の2番目、自転車の安全対策について、一括してお答えいたします。

1点目の自転車ヘルメット着用推進の現状と課題についてであります。令和6年7月に実施された都道府県警の調査によりますと、自転車乗車時のヘルメット着用率は全国で17%、和歌山県では14.9%となっております。和歌山県の着用率は全国平均を下回るものの、都道府県別では20位であり、近畿では最も高い着用率となっております。

課題といたしましては、昨年より向上したものの、いまだ着用率が低いことで、市といたしましては、引き続き交通安全街頭啓発や交通安全教育、ホームページの掲載など、あらゆる機会を通じて、自転車利用者に対して、乗車用ヘルメットの着用が努力義務であることを周知し、着用率向上を推進してまいります。

2点目の自転車安全教育の現状と課題につきましては、市では、子供の交通安全教育の普及及び交通リーダー育成のため、交通安全教室などを開催し、自転車などの交通ルールの習得と、交通事故防止を目的とした交通少年団や、高齢者を対象とした交通安全講習を開催し、高齢者の交通安全意識の高揚と自転車の交通ルールなど、交通安全知識の習得を目的とした、ときめき交通大学などを実施しております。

3点目、道路交通法改正により自転車のながらスマホの罰則強化、酒気帯び運転の罰則が新設された対策につきまして、市として、警察において実施する交通取締りによるところが大きく、県内でも既に検挙事例があると確認しております。市といたしましては、交通安全運動の街頭啓発において広報を実施するなど、周知を図っているところでございます。

○田中議長 教育部長。

○南教育部長 市来議員ご質問の2番目について、学校等の取組をお答えいたします。

1点目の自転車ヘルメット着用推進の現状と課題につきましては、令和5年4月1日からの努力義務化を受けて、4月の校長会で各校に周知徹底を促しました。その後、7月25日付で、総務課のほうから庁舎内に情報提供がありました、ヘルメット購入に際し、安全基準に適合したヘルメットを選択することを推奨するという国民生活センター作成のチラシを学校にも紹介いたしました。

課題につきましては、小学校では、13歳未満の子供には着用義務があるということですので、児童については学校の安全指導の中で、保護者に対しては手紙やチラシで着用するよう周知を図っておりますが、最終的には保護者の判断になるというところでございます。中学校では、入学前に全生徒がヘルメットを購入し、市においても購入費用の半額助成をしておりますが、着用率はなかなか上がらない現状でございます。

2点目、自転車安全教育の現状と課題は、につきましては、各小中学校では、毎年、岩出警察署や生徒指導部による交通安全教室を実施しております。両中学校では、生徒心得の中にも自転車の乗り方について規則を設けております。また、長期休業前のおたよりの中でも、必ず交通安全とともに、自転車の乗り方についても注意喚起を行っております。さらに、教員が学校の自転車を使用する場合は、必ずヘルメットを着用しており、児童生徒の模範となるよう努めております。

課題につきましては、現状に合った取組をあらゆる機会を捉え、継続して実施していくということでございます。

3点目の自転車のながらスマホの罰則強化、酒気帯び運転の罰則が新設されたが

対策は、につきましては、道路交通法改正が本年11月1日でしたので、11月の校長会で各校に周知したところでございます。各小中学校においては、児童生徒に、ながらスマホをしないよう指導を行うとともに、市教育委員会におきましても、全児童生徒に配布する冬休みに向けての保護者チェックシートの中に、ヘルメットの着用とともに盛り込みました。

また、本日12月17日、岩出市青少年市民会議、岩出市保護司会、岩出市更生保護女性会、岩出警察署、岩出市青少年センターが合同で、市内スーパーマーケット2か所において、自転車の乗り方についてのチラシ配布を行っております。

今後も、学校などを通じ、ヘルメット着用率の向上と、ながらスマホの根絶に向け、啓発と指導を継続してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 まず、中学校については、自転車の登下校を許可しているということで、ヘルメットについては、補助という部分が出されていると思います。小学生以下というのは、あとは一般市民に対する対策です。いろんな形で教育だったり、市民への広報だったり、そういった形で教育的なことも含めてやられてるということなんですが、現在、337の自治体ではヘルメットの購入補助制度、これを設けている自治体があります。実施内容は様々です。65歳以上の高齢者を対象にしたものや、町内、市内に住む方全てを対象にしているところ、また、18歳以下を対象にしているところ、それぞれやり方は様々ですが、そうした方法でヘルメットの購入補助をやっている自治体があります。金額も1,000円補助から3,000円補助など、自治体に合った方法で取り組んでいる。

和歌山県では、那智勝浦町が実施をされています。私は、大変和歌山県の中では少ないというふうに思うんですが、岩出市でも、事故件数でいうと、和歌山市が最も多いですけど、岩出市も2位という形になっていると。やはり命を守るという点では、ヘルメットの助成制度、これについても取り組むことが必要ではないかと考えます。それも併せて、自転車に乗る方々に注意をする形で促していくということが必要だと考えますが、岩出市でもヘルメットの購入補助、これを設ける考えはあるのかという点をまずお聞かせください。

次に、市のウェブサイトでは、ヘルメットの改正については広報として載っておりました。ところが、11月からの道路交通法の改正された、ながらスマホの罰則化についての広報というのは、まだ載ってなかったんですね、私が調べたところでは。

やはり周知をするというのであれば、今、私、一般質問するんで、多分今やっている予定なのかもしれないんですけど、すぐにこういうことについては、しっかりと情報をキャッチをし、それを市民に知らせるということは十分必要であると考えます。これについての情報提供について、もっとしっかりやるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○田中議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長　市来議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、最初の１点目、ヘルメット購入に対する補助制度について考えは、ということだったと思います。

先ほど教育部長のほうから話がありましたが、現在、岩出市の中学校の生徒に対するヘルメットの支給に関する要綱により、中学生の自転車通学、この場合、半額の費用で負担、支給を行っているところですが、その他、一般の方に対する購入に関しましては、自転車を利用される方で個人負担していただきたいという考えでございますので、現在のところ、補助制度については考えはございません。

それと、２点目の市の広報についてということで、11月からの道交法改正についての記載がないということでございます。誠に申し訳ございません。至急、こちらのほうも載せさせていただくようにさせていただきます。

○田中議長　再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員　ヘルメットの補助については、個人負担で考えているというふうに今おっしゃいました。私、大事だなと思うのは、中学校では、そうやって登下校に自転車通学をオーケーにしているからやっているけど、小学生以下ですよね、習慣という形でやってもらおうと思ったら、そういう補助というのもしながら広めていくという対策ってすごく大事ではないかと。それは子供たちだけではなく、市民の命を守るという点では、例えば、岩出市では車に乗らなくなった方が自転車に乗ると。そのときにヘルメットの補助があります。自転車乗ろうかというような形になったり、命を守るという観点では、補助をしてもいいのではないかとというふうに考えるんですね。

その点について、再度お聞きをしたいと思います。個人負担ではなく、そうしたような対応をしっかりと取ることはできないのかという点を再度聞きたいと思います。

○田中議長　ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市来議員の再々質問にお答えさせていただきます。

先ほどの市来議員の質問の中でも、自治体でも三百幾つかの自治体のほうで補助が出ているというお話もございました。おっしゃるように、命に関わる部分でもございます。ただ、現状では、うちのほう、個人負担でお願いしたいというところではございますが、今後に向けて、ほかの自治体等の調査をさせていただきたいと思っています。

○田中議長 これで、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 3番目は、物価高騰等の経済支援についてであります。

今、物価高騰で給料も年金も上がらず、市民の生活も大変な状況になってきています。私たち、日本共産党が行った市民アンケートの結果でも、物価高騰が続く中で生活が苦しくなった、苦しいと答えた方は7割を超えており、今、市民生活を守るための対策を打つことが非常に重要であると考えます。一番大事なものは、国民の暮らしを支え、所得を増やすことですが、政府は、11月22日、新たな経済対策、国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策を閣議決定しました。

今回の経済支援、重点支援地方交付金は、自治体の独自施策の財源となるものです。内閣府は、経済対策が閣議決定された22日に、事務連絡、重点支援地方交付金の追加についてを各都道府県に発出し、自治体での具体化を急ぐように呼びかけています。そのことから、今回質問を行います。

まず、市民生活の現状を市としてどう捉えているのか。

2つ目は、物価高騰対策支援として閣議決定された重点支援地方交付金の概要、推奨事業、新たに追加された事業についてお聞かせください。

3つ目は、市の活用事業の内容についてお聞きをいたします。

○田中議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市来議員ご質問の3番目、物価高騰等の経済的支援についてお答えいたします。

まず、1点目の市民生活の現状についてですが、岩出市のみの状況を把握した指標等はありませんが、近畿財務局和歌山財務事務所が公表しております、和歌山県内経済情勢報告、令和6年10月判断においては、県内の景気動向は持ち直しして

いると基調判断されております。ただし、先行きについては、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意をする必要があるとされております。本市においても持ち直しはしているものの、依然として予断を許さない状況が続いているものと考えております。

2点目、重点支援交付金については、令和6年11月22日に閣議決定された国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策において、低所得世帯への給付金の支援を行うこと、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援することを目的として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の追加が盛り込まれ、補正予算案において約1.1兆円の追加計上されたものでございます。1.1兆円のうち0.5兆円が低所得者支援枠、0.6兆円が推奨事業メニューとされております。

低所得者支援枠には、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担軽減を図る事業として、住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円、子育て世帯は子供1人当たり2万円の加算支給を行うものであります。

推奨事業メニューについては、国により8つのメニュー、1つが、エネルギー、食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援、2つ目、エネルギー、食料品価格等の高騰に伴う子育て世帯支援、3つ目、消費下支え等を通じた生活者支援、4つ目、省エネ家電等への買換えによる生活者支援、5つ目、医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援、6つ目、農林水産業における物価高騰対策支援、7つ目、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援、8つ目、地域公共交通、物流や地域観光事業に対する支援が示されているほか、地方において、さらに効果があると見込まれる事業に対して活用できるものとなっております。

現状把握できている情報では、大幅な新規項目はございませんが、これまで本市でも独自事業として行ってきた水道料金の免除が、推奨事業のメニューに盛り込まれるとされております。

3点目の市の活用事業については、国において補正予算が審議中であり、交付限度額等が示されていないことから、実施する事業は未定となっております。国補正予算成立後、交付限度額や交付要綱等の通知があり次第、前向きに実施事業について検討を進めてまいります。

○田中議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 市民生活の現状についてなんですけど、県内では景気が回復していると

いうふうになっているということなのですが、現実問題、執行部の皆さんも自分たちの生活から考えて言うてもらったらいいいと思うんですけど、本当に生活水準と経済が戻ってきている。給料も引き上がって、よくなったって思われますか。

実際に感じているかというところでは、市民の多くが全くそんな感じられてないというのが圧倒的、買物行けば、何から何まで物価高騰して、大変な状況ですよ。食料品だってどんだけ上がっているか。市民生活についての現状をどう捉えるかというときに、当然、きちっとした支出表で物を言わないといけないというのは、そうなのかもしれない。でも、実際本当にそう感じている、思っている。それが本当に市民生活に合っているのかというのは、私すごく納得できない。実際の感覚からして、どうなんですかというのを聞きたい。

暮らし、本当に大変ですよ。この間も、今年最後の年金が支給されました。年金だけでは本当に大変だというたくさんの声寄せられてます。それでなくても子育て世代が多いところでは、物価高騰で大変な状況だって給料上がらない。

もう一回、市民生活の現状について、しっかりどう考えているのかというのを答えていただきたい。でないと話が合わない。

そこですよね、今、国からの示された概要がはっきりしないから、重点のやらないといけない活用ですね、事業というのは、それが決まってから決めるんだって。それもどうなのかと。大変な状況だからこそ、それをどう活用するかというのは、当然考えていることだと思うんですよ、今でも。推奨事業メニューについては、自由度の高い財源ですよね。それを幅広く、どんだけやるのか。また、プラスして市が独自で、それを上乗せしてやるのか、この点も当然見ていく必要があると。それは生活実態から考えて、どうなのかというところから始まるわけですよね。

国のやつが、概要しかないから分からないじゃなくて、しっかりとそこを考えていること、ちょっと言うてくださいよ。どんなものを考えているのかと。それすらもないんですか。その点について、再度答弁を求めたいと思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市来議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、市民生活の現状をどう捉えているかということでした。先ほども申し上げましたとおり、岩出市のみで状況を把握しているというところがございません。ただ、肌感としてどうかというところもおっしゃっておられましたが、確かに世の中の物価が上がっている。スーパーへ行っても物が高いというのは、皆さん、

お感じのところはあるかと思います。

ただ、市といたしまして、これ次のこれからの施策にもつながるところではあるんですけども、国の状況が分からない中で、どんなものを考えているかというお話の中で、やはり多く市民の皆様に、一部の方とかではなくて、多くの方に享受していただけるような、そういう施策を考えていきたいというふうには考えております。

以前の水道の減免とか、そういうのも広く多くの方に届けられるものだというふうに考えておりますので、できればそういう施策を推進していきたいなとは思っております。

それから、給付金の上乗せというお話もございました。先ほどから申しておりますように、今、国の補正予算、ちょうど審議しておりますので、多分、今日、明日とかに成立はすると思います。そうしますと詳細な情報が入ってきます。要は全体の額とか、そういうのも含めまして、全体が把握できないと、なかなかその事業、こういうのをしていくというのが難しいと思いますので、入り次第、今まで実施してきました物価高騰のための支援、これを踏まえまして、事業の効果、対象範囲をバランス等に留意しつつ、検討していきたいと考えております。

○田中議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 大事なことだと思うんです。全世帯にやるのか、一部をやるのかという問題もあるんですけど、国のやつだけではなくですね、じゃあ、岩出市としても、もちろん出すときに、やるときに上乗せしてやったり、岩出市が独自でやる、そういったような考えはありますか。その点を最後に聞きたいと思います。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市来議員の再々質問にお答えさせていただきます。

市として独自の事業、それからまた、上乗せを行うかということでございます。ちょっと繰り返しで申し訳ないんですけども、全体像がまだはっきりとつかめてない状況で、こういうことをする、こういうふうにやっていくというのが、明確にはお答えすることがしにくい状況ではありますので、国の中身が決まり次第、その辺も含めて、予算のほうをつくっていきたいと考えております。

○田中議長 これで、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。

通告5番目、6番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいた

します。

尾和正之議員。

○尾和議員 皆様、お疲れさまでございます。6番、尾和正之でございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、防災関連についてと題して、1つ目、防災行政無線の放送についてと、2つ目、夜間避難時の防犯灯の活用について、この2つの観点で、一問一答方式にて、通告に従い一般質問を行います。

この点は、今後30年以内に発生する確率が70%と予想されている東南海地震に対して、必要不可欠な行政の情報伝達・初期対策であり、甚大な被害が想定される中、被害を最小限に抑えることができる大切なツールの一つであると考えています。また、平時では、市内放送や行政情報等々、地域では暮らすお年寄りの方からお子様の方の足元を照らす安全を担っているものが、防災行政無線と防犯灯だと思っています。

これらは市民の方々にとって、多岐にわたり必要な情報であり、安心・安全を担うものと認識していますし、市民の方々からも関心事項の1つだと思えます。だからこそ、この2つのことで、市民の方々から意見や要望をお伺いすることが多いのも事実であります。これはまさに市民の声であります。

それでは、特に質問の多い1つ目、防災行政無線の放送について、4点お伺いします。

8月8日に宮崎県日向灘沖を震源とするマグニチュード7.1の地震が発生したことを受けて、南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意が発表され、1週間、呼びかけが続きました。また、本年1月に発生した能登半島地震をはじめ、各地で発生する様々な災害に対しても、市民の方々の関心事として、行政の地域防災計画の検証事業は注視されるところであります。

周知啓発でも、事前の防災活動、災害時における初動活動、安心・安全な避難体制においても、自助・共助・公助の考え方が非常に大切であることを認識される市民の方々が増えてきているとは思いますが、ほとんどの方が認識しているには程遠いと思われます。

市長も今定例会冒頭で、地域防災訓練について、南海トラフを震源とした巨大地震が発生したと想定し、逃げ遅れをなくするための初動体制の確立を目的に、地域防災訓練をと述べられています。それだけ初動体制の中で、防災行政無線の役割は大きいと考えます。

そして、私が伺った市民の声と類似点が多い内容としまして、先日行われました

本市の市政懇談会では、特に印象に残った質問が2つあり、紹介させていただきます。

1つ目は、巨大地震が懸念されている中、自治会において自主防災会が編成されていますが、実際の具体的な活動において、行政との役割分担や地域特性に応じた活動を行う必要性があります。自助・共助の理念は一定理解しますが、災害時のノウハウを持ち合わせていないのが現状で、苦慮しているところです。自主防災会という器と活動に対する補助制度やセレモニー的な訓練では、発災時に機能しません。そして、もう一つが、当団地は、放送設備、スピーカーがありません。団地設立当初はありましたが、約50年、騒音苦情により撤去しました。

昨今の災害事情を鑑みますと、やはり放送設備、スピーカーが必要との団地の総意の意見により、令和5年11月に岩出市総務課に設備依頼をしています。また、防災行政受信機を借用して設置していましたが、電波が弱く、使用不可が判明しました。災害有事が起こり、放送設備がないがために逃げ遅れが生じることのないよう、できるだけ対応をお願いしますとのことでした。

これらの意見、要望から、まず進めなければならないことは、防災行政無線を使用する市民放送について、平時は、放送用スピーカー周辺の方々への配慮を含め、音量を一定程度抑え実施していること、災害時の緊急情報等については、伝達を高めるために、最大音量による放送を行うなど、これらのことを全岩出市民に周知していくことが大切だと考えます。

なので、一度、有事の際の音量で、地域防災訓練日を設けて、市民の方々に現状を知ってもらい、そこから具体的に何が必要か認識していただき、そして何に対して、何を改善しなければいけないかが見えてくると考えます。実際に放送が届かないところは、本市が進めている電話応答サービスや安心メール等々、ソフト面の改善や初動体制で放送される具体的な内容を段階ごとに放送することで、個人、自主防災会がどのように行動すればいいかが見えてくると思います。発災時の行動にもつながると考えます。

これらを踏まえて、防災行政無線のハード面を改善していくのか、電話応答サービスや岩出市安全・安心メール、ライン、配信サービスのソフト面を強化していくのか見えてくるように思われます。今までの様々な精査と職員の方々の努力を鑑みますと、また市民の方々にとっても重要な対策と考えますし、市民の命を守る大切な課題だと考えます。

そこで4点について質問します。1点目としまして、市民の現状を踏まえて、市

民の意見、要望に対する課題は、についてお答えください。

2 点目としまして、岩出市の電話応答サービスの利用状況は、また避難情報の放送時、回線回数が不足することはないのか、についてお答えください。

3 点目としまして、防災行政無線戸別受信機の設置状況についてお答えください。

4 点目としまして、電話応答サービスと防災行政無線戸別受信機を今後どのように全市民に周知啓発していくのか、お答えください。

この 4 点についてお答えください。

そして、もう一つの観点から、夜間避難時の防犯灯の活用について、2 点お伺いします。

近年、未曾有な自然災害により、広い範囲で停電が長続きし、夜間の避難や外出が困難になっています。このような停電時の道路の明かりを確保する防犯灯の必要性が高まっています。いつどこで大規模な災害が発生するか分からない日本において、防犯灯のような非常時の明かりが必要不可欠なことは、皆さんがご周知するところであります。

ネット検索から、公社日本防犯設備協会では、夜間における避難の問題点を明らかにするために、東日本大震災と熊本地震に関してアンケートを実施したそうです。震災直後の停電に、夜間外出したときに不安を感じた人は、東日本大震災では85%、熊本地震では56%もありましたとのこと。内容は、街灯を増やしてほしい。停電時に点灯する電池内蔵の街灯にしてほしい。ソーラーでバックアップできる街灯にしてほしいという意見でありました。

これらも日本防犯設備協会からであります。災害で夜間に停電になったと想定し、野外を移動したときに、最低限必要な明るさは、最少水平面照度で0.1ルクス、照明の明るさの度合いを示す単位以上であれば、避難に問題ないということです。これらのことを踏まえまして、2 点お伺いさせていただきます。

1 つ目、市民から防犯灯の要望件数は幾つあるのか、また必要箇所の把握はしているのか、についてお答えください。

2 つ目は、防犯灯の設置に必要な要件は、についてお答えください。

この 2 点についてお答えください。

○田中議長 ただいまの 1 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 尾和議員のご質問の防災関連についての 1 点目、防災行政無線の放送は、についてお答えいたします。

1つ目の防災行政無線に関する意見、要望については、屋外拡声支局、いわゆるスピーカーでの放送が聞きづらい、またスピーカーを新たに設置してほしいとのご意見ご要望をいただいております。音量調整などで可能な限り対応しておりますが、一方で、放送がうるさい、音量を下げてほしいとのご意見も存在するのが現状です。スピーカーを新たに設置するとなると、まず第一に、設置場所周辺の皆様のご理解ご協力が得られることが前提となります。

2つ目の電話応答サービスの利用状況についてです。令和6年1月から12月までの1年間で約650件となっております。また、過去5年間の平均といたしましては約550件となっております。避難場所の放送時にはアクセスが集中する可能性はありますが、つながらなかったとの報告はございません。また、避難情報発令の際には、スピーカー、戸別受信機での放送や電話応答サービスのほかに、緊急速報エリアメール、安心・安全メール、ラインなどのSNSなど、複数の手段で情報提供を行っておりますので、ご活用ください。

3つ目の防災行政無線戸別受信機の設置状況につきましては、令和6年9月から貸与事業を開始して、12月現在で37台の貸与を行っております。また、公民館や学校などの避難場所となっている市の施設20か所にも設置しております。

4つ目の電話応答サービスと防災行政無線戸別受信機の今後の周知啓発についてですが、平時はもちろん、災害時の情報収集手段として有効な手段の1つであることから、引き続き市広報紙や市ウェブサイトでの周知を行っていくほか、各種イベント等での案内チラシの配布など、積極的に周知啓発を行ってまいります。

○田中議長 生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 尾和議員ご質問の2点目、夜間避難時の防犯灯の活用についてお答えいたします。

防犯灯の要望件数については、令和6年度で申し上げますと、11月末現在で、6自治会から11件の要望があり、設置の完了をしております。これにより市内全域に設置している防犯灯の基数は3,706基となっております。必要箇所の把握についてですが、各地域で防犯灯の設置が必要な箇所があれば、区自治会等の代表者から申請により、岩出市防犯灯設置要綱の設置基準に基づき、防犯灯の設置をしておりますので、現時点では、申請のあった必要とされる箇所については、全て設置していると考えております。

次に、防犯灯の設置に必要な要件は、についてですが、岩出市防犯灯設置要綱に基づく主な設置基準は、設置の間隔が原則として30メートル以上であること、そし

て設置することにより農作物等に影響を受ける付近の関係者の承諾を得ていること、そして維持管理費（電気代等）を区自治会が負担することなどが設置の要件であります。要件に適合していれば、防犯灯の設置は市が行い、設置後の電気代等の維持管理費については、区自治会が負担することとなっております。

○田中議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、再質問を行います。2点について再質問させていただきます。

それでは、1つ目としまして、本市の道筋としまして、市長が就任挨拶で、近年は各地で豪雨や地震の発生の危険度が増しています。これらを踏まえ、今年度、地域防災計画検討事業として、改善点の検証に取り組み、防災体制の強化充実に向け進めてまいりますと述べられています。誰一人取り残さない防災の初動体制を確立するなら、防災行政無線の放送が聞こえなかったり、聞き取りにくかった方に対して、岩出市安心・安全メール、ライン配信サービスのセッティング講座を本市と民間と、また自治会が連携し、開催するなどの考えはないのかについてお答えください。

もう1点は、防犯灯の必要性についてお答えください。安上205番地付近から安上388番地付近に、南北につながる道路に関して、本市は夜間避難時に防犯灯は必要と考えるのか、についてお答えください。

この2点についてお答えいただきたいと思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 尾和議員の再質問にお答えさせていただきます。

再質問の内容といたしましては、防災行政無線が聞こえない場合に、メール、それからライン、こういうのを活用してほしいという中で、そういう方々に講習会等、開いてはどうかというお話だったと思います。

総務省におきまして、各携帯キャリアに対して、スマートフォンの講習会の開催の補助事業が現在行われております。岩出市におきましても、初めてのスマートフォン体験型講習会、これを令和5年度で開催させてもらっております。基本から応用まで4段階の内容となっております。理解度に合わせて、自由に組み合わせて受講していただきました。また、令和6年度では、障害者を対象とした講習会が対象となったため、開催をしようとしたんですけども、実際これは実施には至っておりません。

今後、携帯キャリアに対する補助というのが継続される予定ですので、自治体を対象とした補助事業はちょっと分かりませんが、市独自の開催を検討中という形で、今考えております。

ライン、メール、防災の部分だけを取り上げてという形ではなくて、広くスマートフォン自体を使っていいただけるように、デジタルデバイドというんですかね、デジタルから乗り遅れないような、そういう講習という内容にはなっておるんですが、ひいては防災の情報を得る形にもなるかと思っておりますので、市独自での開催は、来年度は今検討中となっております。

○田中議長 生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

安上の205番地からというところの南北道、県道粉河加太線からうぐいす台のほうに上がっていく道ということであると考えられますが、こちらについての必要と考えるかというところについてお答えいたします。

まず、防犯灯につきましては、先ほどもお答えしたとおり、地域の区自治会等から要望があり、設置基準に適合していれば設置を行うということになってございます。ということから、まず地域の区自治会にご相談いただき、維持管理費の負担、農作物等に影響を受ける付近の関係者や近隣住民の承諾を得た上で、区自治会から申請をいただければ、現地を確認し、設置に向け、対応させていただいております。

なお、自治会等の登録がされていない場合でも、任意の団体として代表者を決めていただき、設置基準に適合していれば、まず可能ですので、まず地域で話し合っていていただくというところをお願いしたいと考えております。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、尾和正之議員の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩 (11時47分)

再開 (13時13分)

○田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告6番目、14番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいた

します。

増田浩二議員。

○増田議員 14番、増田浩二。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

私にとって36年間の議員生活において、最後の一般質問となります。市長、市当局に対して、市民の切実な声を届ける最後の質問です。市民生活向上、市の観光行政の発展にもつながる質問です。当局の誠意ある答弁を求めるものです。

1点目は、桜や桃、梅などを枯れさせる特定外来生物のクビアカツヤカミキリについて、2点目は、核戦争の危機が高まっている中で、核兵器廃絶のまち宣言を行っている岩出市としての取組についてを質問します。

まず、クビアカツヤカミキリの対応について質問します。

参考資料として、環境省などの資料もお配りしています。資料を見ていただければよく分かると思いますが、特定外来生物のクビアカツヤカミキリが、桜や桃、梅の樹木に卵を産みつけ、幹に穴を空け、枯らしてしまうという生物です。関東地方や近畿地方に急激に被害が拡大してきています。2024年8月時点で、関東では、群馬県、埼玉県、茨城県、東京都、神奈川県、近畿方面では、徳島県、三重県、奈良県、愛知県、和歌山県、大阪府、兵庫県、京都府で発見されてきています。

食害が進むと枝が落ちたり、木が倒れたりして、人がけがをするおそれが出てきます。枯れていなくても、伐採する必要性が出てきます。クビアカツヤカミキリの大きさは3センチから4センチほどで、首の部分が赤く、長い触覚を持っています。ライチのような臭いがし、産卵数が多く、木の幹の中を食べます。樹皮の中に1年から3年いて成虫になります。6月下旬から7月に大きくなり、8月上旬頃まで日中の暑い時間帯に活発に動くと言われています。

岩出市の根来寺周辺は、桜百選にも選ばれている名所です。桜については、根来寺や市内各地の保育所、小学校などにも桜は植えられています。岩出市としての対策も求められているのではないのでしょうか。被害の出ている自治体では、被害を拡散させないために、対策として、0.3ミリのネットを張って被害の抑制を行う対策や、調査研究も取られています。

クビアカツヤカミキリに関して、以下4点について質問を行います。

1点目として、桜や桃、梅などを枯死させるクビアカツヤカミキリについて、岩出市としての現状認識はどう捉えているのか。

2点目として、桜百選にも選ばれている根来寺周辺をはじめとして、市内各地域の現状調査を行うべき必要があるのではないかと。現状調査など、どのような状況と

なっているのか、お聞きをします。

3 点目として、被害地域の拡大を防ぐためには、早期発見、早期防除が非常に重要な役割を果たすわけですが、和歌山県から、駆除、防除など、対策の取組要請などは来ていないのかどうか。

4 点目として、橋本市では、西部中学校の桜は全滅状態となっているようで、被害拡大による桜の伐採事業の取組も行う予算化が考えられているそうです。岩出市として、クビアカツヤカミキリ対策の予算化、また、今後の対応はどう考えているのか、この点をお聞きをします。

○田中議長 ただいまの 1 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員ご質問の 1 番目、特定外来生物クビアカツヤカミキリの対策について、通告に従い、一括してお答えいたします。

幼虫が、桃、梅、桜などの樹木内部を食害し、枯死させるクビアカツヤカミキリについては、岩出市内において、令和 2 年 6 月に初めて桃園で被害を確認いたしました。令和 6 年 10 月末現在で、果樹等の農地で累計 59 本、農地以外で累計 8 本の被害が県において確認されています。なお、伐採・伐根に対する支援としまして、県が補助を行っているほか、紀の里農業協同組合においても、防除のための農薬の補助がございます。

次に、クビアカツヤカミキリの調査については、県の防除計画に基づき、令和 2 年度以降、年 2 回、県、紀の里農業協同組合、岩出市及び紀の川市等で構成する那賀地方病虫害防除対策協議会において、市内での発生箇所とその周辺 1 キロの範囲を調査しているほか、通報があった場合は速やかに県に連絡し、対応いただいているところでございます。

次に、県からの駆除、防除などの対策の取組要請については、さきに述べたように、協議会で連携して対応してございます。なお、令和 4 年度からは、岩出市、紀の川市に啓発チラシの全戸配布を行っています。

次に、予算対応についてですが、橋本市では、被害本数が累計で果樹等の農地で 1,327 本、農地以外で 221 本と多いことから、防除薬剤購入や成虫進入防止ネットの補助を行っていると聞いてございます。本市においては、被害本数が累計で 67 本と少なく、紀の里農業協同組合において農薬の補助があることから、現在のところ、市での補助の考えはありません。

○田中議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 この間、日本共産党、紙智子参議院議員や、共産党の紀北地区所属の議員などの調査団が、果樹試験場かき・もも研究所の方と懇談を行ってきています。懇談の中で分かっているだけでも、令和6年10月現在で、6市6町の1,040園地、4,909本、非農地で152か所、365本の桜が被害を受けているとされています。実態調査が進めば、もっと被害数はあると考えられています。

私は、この間、根来のしだれ桜の後継樹の育成対策、老木化の対策など、何度も根来寺周辺の桜についての質問も行ってきました。観光地としても、今後、クビアカツヤカミキリの問題については、大きな課題になってくる、そういうふうなものとなるのではないのでしょうか。私は、市としても、この予算化対応、これどうしても必要不可欠な事態となっているんじゃないのかなというふうに思うんです。

先ほど和歌山県とタイアップというんですか、連携も含めて、調査なんかもされてきていると。年に2回されてもきているというようなことを言われているんですけども、私は、県とタイアップすることはもちろんそうなんですけれども、市独自でも、やっぱり力を入れて、その対応策、考えていくべきではないのかなというふうに思うんです。その点では、やっぱり市としての今後の対応、在り方、これはやっぱり問われてくる、そういう問題だと本当に思います。

そういう点では、先ほども答弁いただいたんですけども、クビアカツヤカミキリの問題について、市としての対応、これ改めて、今後どのような対応を取っていくのかという点、これ再度お聞きをしたいと思うんです。

そして、2点目として、今後の那賀振興局とのタイアップ、その点は市としてどのようにされていくのかなという点と、網状というんですか、さっきも言ったんですが、0.3ミリの網を貼ると。網のネット上のものを貼る。これがやっぱり今のところ一番効果があるというようなことも言われています。そういう点では、そうした網のネットなんかを貼ることなんかも含めて、市としての今後の取組方なんかも再度お聞きをしたいと思いますし、市独自で、改めて県の調査だけじゃなしに、市としても、市内各地の桜、保育所なり小学校、そういうところなんかも、県は県でやるけれども、年に2回というんじゃないしに、これだけ被害が広がってきているんだから、市としても、それ以外の部分で県にお任せするよというんじゃないしに、対応なんかが求められているんじゃないのかなというふうに思うんです。

そういう点では、今後の市の考え方も含めて、改めて再度どのように対応していくのか、この点お聞きをしたいと思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

被害の対応策、再検討はどうかというご質問ですけれども、先ほどもご答弁させてもらいましたが、被害本数が累計で少ないこと、また広範囲で被害が拡大していないことから、現在のところ、市での予算化の考えはありませんが、今後の状況を注視しつつ、被害が拡大した時点で、現在、紀の里農業協同組合が実施している防除のための農薬に対する補助支援に加え、市での補助支援も検討してまいります。

また、先ほど根来の桜というご質問がございましたんですけれども、根来寺の桜については、現在のところ、被害がございませんが、今後発生した場合、根来寺周辺は本市の観光振興の要であることから、対応を検討してまいります。

それと、調査、市独自でどうかという話なんですけれども、市単独での全体調査ではなく、先ほども申しましたように、協議会の中には、先ほど議員がお話の中にありました和歌山県果樹試験場かき・もも研究所も入っております。そういう中で検討して進めてまいりたいと考えてございます。

○田中議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、「核兵器廃絶の街」宣言自治体として積極的な取組を、について質問を行います。

平和に関する質問においては、「核兵器廃絶の街」宣言自治体として、この間、平和バスの取組や、原水爆禁止世界大会への参加、平和市長会議への参加など、核兵器廃絶宣言自治体として何度も取り上げてきました。平和を求める議員として、最後の質問として、この問題を取り上げます。

2022年2月にロシアがウクライナに軍事侵攻を開始した直後から、核兵器の使用をちらつかせてきました。戦争の終結が見えない中で、新たな核戦争の危機が高まってきた状況となってきました。また、イスラエルによっても核兵器が使われ、核戦争が起こりかねない情勢にもなってきました。世界の人たちとともに、絶対に核戦争を引き起こさせない取組と運動が求められてきています。

まず1点目に、「核兵器廃絶の街」を宣言している自治体として、今の情勢をど

う捉え、今後の取組をどう進めていこうと考えているのか、岩出市としての見解をお聞きをします。

2点目として、今年のノーベル平和賞に日本原水爆被害者団体協議会が受賞されました。核廃絶の運動を進める上で、大きな意義を持つものです。80年前の被爆体験から核兵器は絶対に使われてはいけません。人道に反するものと、核兵器の禁止と廃絶を訴え続けてこられました。

日本政府は、核兵器禁止条約に署名、批准し、核兵器廃絶の先頭に立つべきだと本当に取り組まれています。

今、石破総理によって、軍事費増大や基地増強の流れが強くなり、アメリカの戦争に協力する方向が強化され、日本が核兵器の標的にされかねない状況がますます強まってきています。「核兵器廃絶の街」の宣言自治体として、核兵器廃絶運動を進める点で何が求められていると捉えているのか、お聞きをします。

3点目として、岩出ユネスコ協会が、8月に根来寺において、「平和の鐘を鳴らそう」という取組も行われています。昨年、私も家族で参加をしましたけれども、もっと多くの方が参加されればいいのになというふうにも感じました。市としては、この事業、事務局を担当していると聞きましたが、積極的な支援活動、アピール活動を広げる取組、今後どう進めていくのか、市の見解をお聞きをします。

4点目として、原水爆禁止世界大会についてお聞きをします。

「被爆者とともに、核兵器のない平和で公正な世界を一人類と地球の未来のために」をテーマに、原水爆禁止2024年世界大会が開かれました。世界の市民や政府代表、被爆者、反核平和団体の代表らが集まり、核なき世界の実現に向けた取組を報告し、核兵器禁止条約を力に、核兵器廃絶に向けて、連帯を広げようと呼びかけられてきています。市長や自治体職員も数多く参加をしていますが、岩出市としての参加を考えるべきではないか。

また、小中学生や高校生が原水爆禁止世界大会に参加をしています。岩出市として、子供たちが参加をしている意義、これをどう捉えているのか、市の見解をお聞きをします。

5点目として、平和市長会議は、2024年12月1日付で、新たに36都市が加盟され、166か国、8,459都市が加盟する状況となってきています。私は、これまでの質問においても、平和市長会議から、加盟自治体に対しての取組要請として、平和の灯、平和の植樹、平和市長会議への参加要請、こういうことをしてはどうなのかということなども紹介もしてきました。残念ながら、岩出市としては独自にいろいろな事

業を行っており、取り組む考えはないと答弁がされてきました。積極的に平和市長会議からの要請に応えるべきだと考えますが、岩出市としての見解をお聞きをしたいと思います。

○田中議長　ただいまの２番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

中芝市長。

○中芝市長　増田議員、２番目のご質問、「核兵器廃絶の街」宣言自治体として積極的な取組を、についてお答えをいたします。

戦争がない平和な世の中への願いは、誰もが望んでいるところである。岩出市におきましても、世界平和を願い、安全で安心して暮らせるまちづくりを目指し、「核兵器廃絶の街」を宣言し、様々な取組を実施をしております。

このたび、原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞され、1956年結成からの長年の核兵器廃絶に係る活動が改めて評価されたことは、大変大きな意義を持つものと考えています。今回の受賞が核兵器の廃絶に向けた大きな一歩となることを期待をし、岩出市といたしましても、核兵器、戦争のない世の中の実現に向け、平和行政に取り組んでまいります。

増田議員におかれましては、長年の議員活動、お疲れでございました。

なお、ご質問の各項目につきましては、担当部局からそれぞれ答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○田中議長　総務部長。

○広岡総務部長　増田議員の２番目のご質問、「核兵器廃絶の街」宣言自治体として積極的な取組を、についての１点目と２点目についてお答えします。

岩出市におきましては、「核兵器廃絶の街」の遂行をはじめ、平和行進の場所の提供、協力金や激励メッセージの贈呈、原爆写真展を実施するなど、核兵器のない平和な世界の実現に向け、引き続き平和行政に取り組んでまいります。地方行政として、住民の皆様の平和意識の高揚が重要な目的と捉え、平和意識のさらなる向上に努めてまいります。

４点目につきましては、原水爆禁止世界大会への市長及び職員の現地への直接参加はできておりませんが、先ほど述べた平和行進への協力や写真展の実施等を通じ、引き続き平和行政に取り組んでまいります。

５点目につきましては、要請のあった個々の活動について、現在のところ、個別に取り組む考えはございませんが、今後の要請内容に応じ、対応したいと考えております。

○田中議長 教育長。

○津田教育長 増田議員ご質問の2番目、「核兵器廃絶の街」宣言自治体として積極的な取組を、のご質問の各項目の中から、教育委員会所管分についてお答えいたします。

2点目の質問に対し、教育委員会といたしましては、世界の恒久平和、人類共通の願い、そして学校においては、夏休みの登校日に平和学習を取り入れたり、国語、社会や道德の教科を通して平和学習を行っております。また、岩出図書館では、毎年8月に平和映画会「ふらっとシアター」、原爆写真展、関連図書の展示を実施するなど、平和啓発を行っております。民俗資料館では、来年度、新たな事業といたしまして、令和7年が戦後80年に当たることから、岩出市遺族会さんのご協力をいただき、戦時中の資料を活用する展示を8月に開催すべく、準備を進めております。

3点目のご質問についてであります。市では、令和3年から、岩出ユネスコ協会に対し助成金を交付し、資金面での活動支援を行っております。また、平和の鐘を鳴らそうについては、生涯学習課が事務局として、市広報、チラシ、ポスター等により周知、広報等の支援も行っております。

4点目のご質問につきましては、平和な社会をつくることが平和教育の目的であります。核廃絶を訴えることは、平和な社会を形成することの一因であると考えます。しかしながら、教育委員会といたしましては、自国の歴史を客観的に評価する学習機会を与え、戦争の被害と加害の両面を伝えることにより、子供たちの歴史を見る目を公正なものにしていく必要がございます。これは、学校教育法第1条に定める教育の目的である、人格の形成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すということにつながるというふうに考えております。

○田中議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 8月に行われている「平和の鐘を鳴らそう」と、これに取り組んでいる方は、まさに平和を願う方たちの平和行動です。核兵器の廃絶を願う原水爆禁止世界大会、これに参加をしていただく、こういう取組こそ求められているんじゃないでしょうか。

また、先ほど、教育長は、子供たちにおいては学習の機会を与えているんだと言われました。私は、少なくとも、小学生、中学生、高校生、現地へ行くことこそ、一番学習の機会を与える、ということだと思っております。こうした小学生、中学

生、高校以外の一般の方も含めて、原水爆禁止世界大会、これに参加してこそ、ただ行政を進める、そういう姿勢に立っていただきたい。

私はそういう点で言うと、本当に、今の子供たちが現地へ行って、一生懸命平和の問題を考えていく。原水爆世界大会へ参加してよかったな、そういうふうに思えるんです。私も世界大会には参加をしてきました。いろんな外国の方との交流や、また現地の史跡巡り、また、なぜ核兵器をなくさなければならないのか。まさに生きた勉強ができる、そういう機会なんですよ。

だから、これまでもそういうことを勉強できる平和バス、こういうものを出してはどうなのか、計画してはどうなのかと、何度も言ってきました。しかし、残念ながら、岩出市の教育委員会の答弁、本当に冷たい答弁が続けられてきたんですよ。私は、本当にこの平和の問題、小さい子供たちが大人になっていく。また生涯を通じてこの世界大会に参加すれば、必ずや人生の中で、生きる力、また教訓、また成長できる、そういう事業だと私は思うんです。

改めて、岩出市として、そういう事業なんかも考えていく、そういうこと、教育長、これ考えませんか。

また、教育委員会以外の部分でも、実際に何度も何度も平和市長会議からの要請、こういうものがありますよ、ああいうものもありますよ、紹介もしてきました。今、改めて、平和事業として、被爆アオギリ二世の苗木、これを植樹をする、そういうような自治体もたくさん生まれてきています。平和の木として、核兵器廃絶と世界の恒久平和のシンボルとなることを願って、植樹もされてきているんです。

市長、被爆二世のアオギリの木、こういうものも岩出で植えませんか。そして、市長が岩出市で本当に平和を願っているんだ。それを市民の皆さんと一緒に考えていこうやないか。こんな事業、考えませんか。

平和市長会議からのそういう要請、改めてしっかりと考えていただきたい。次に思います。再度、当局からの答弁、求めたいと思います。

○田中議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長　増田議員の再質問にお答えさせていただきます。

おっしゃっていただいている平和行政ですね、増田議員のご提言の被爆苗木であるとか、市長会議の参加、こういうことを進めていったらどうかというご質問やっただと思います。先ほども、私、答弁のほうで申し上げましたように、地方行政として、住民の皆様の平和意識の高揚、これがまず重要な目的と捉えまして、平和意識

のさらなる向上に今努めておるところでございます。

やはり平和への気持ちの醸成が、まず必要かというふうに考えております。その方法というのはいろいろございます。増田議員おっしゃられた方法もありますし、岩出市といたしましては、今のところ、平和行進のご協力であったり、原爆写真展、こういうのも行っております。あと、以前には、人権関係であったんですけども、被爆ピアノコンサート、これも行っております。さらには、児童文学作家で被爆体験のある方に来ていただいて講演会というのも開いております。申しましたように、様々な方法があると思いますので、その中でできるところを岩出市としてはしていきたいと考えております。

○田中議長 教育長。

○津田教育長 増田議員の再質問にお答えいたします。

子供たちを世界大会の現地のほうに参加させるような事業を行ってはどうかというお話でございました。子供たちにとっては、いろんな経験をするということは、最も大切な、子供たちの将来に向かってのいい経験になるというふうには思っております。ただ、何分現地が、広島、長崎でございますし、開催時期が夏休み期間中ということもございます。学校行事が立て込んでいる中、教員の負担軽減とかも言われている中で、新たにそこまで泊を伴う行事を行うのはなかなか難しいところがございますので、現在、岩出市としては、教育基本法にもございますように、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うということで、平和について学び、考えることは極めて重要だというふうに我々は思っております。

来年は、終戦から、先ほど申しましたが、80年になります。戦争体験者の方々の高齢化も進み、直接お話をお聞かせいただくようなことが困難になってきております。そんな中で、各学校では、例えば平和に関する映画の鑑賞するなど、様々な方法で児童生徒の発達の段階に応じて、平和に関する教育が行われております。平和の尊さ、それから戦争の悲惨さを風化させることなく、次の世代に伝えることは重要なことであり、今後も様々な工夫をしながら、学校における平和学習の充実に努めてまいりたいと思っております。

○田中議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 言うまでもなく、核兵器廃絶のためには、核保有国における核の廃絶が求められます。日本政府の核の傘対応の中、アメリカと一体の危険な軍事拡大施策からの転換、核兵器禁止条約の促進と批准、世界と連帯した行動が平和運動に求め

られています。

私は、市長とは中村町長時代からの長い付き合いです。もう30年以上にもなります。この議場が円卓の時代から市長と付き合いもしてきました。私は市長に、最後に、岩出市民の平和を守る市長の決意、これを本当にお聞きをしたいと思うんです。

先ほども被爆のアオギリの話、植樹の話、させていただいたんですが、市長、本当に平和記念事業、こういうものも考えていっては、本当にどうなのかなと。そして、市民と一緒に核兵器がどんなに悲惨なものなのかと。そして、今、どんな状況に日本の中で起きてきているのか。核兵器がほんまに使われかねない、そんな時代なんだと。今、本当に平和行政、進めていく必要がある。そういうふうに私は思います。

最後に、市長にこういった平和の植樹、アオギリ二世、こういったものも含めて、今後、市長として、平和行政をどう進めていこうという決意を持っているのか、最後に聞かせていただいて、私の36年間の議員を終わりたいと思います。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

中芝市長。

○中芝市長 まずは、増田議員の再々質問にお答えをいたします。

この議場の中で戦前派というのは、私1人です。あの方々は、皆、戦後生まれということになってございます。

増田議員が言われることは、純粹に取れば、まさにそのとおり、私もそのとおりだと思います。やりたいです。ただ、世の中には政治というものがあります。いろんな方向からいろんな物の見方があります。一面だけではけりがつかないんです。行政担当する者として、1つの方向だけ見て物事を決めるわけにはいきませんので、増田さんの熱意にはほどほど感心はいたしますが、そういうことで、ひとつご容赦をいただきたい。

最後の答弁とさせていただきます。

○田中議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

市長から発言を求められていますので、これを許可します。

市長。

○中芝市長 発言の機会をいただきましたんで、一言ご挨拶を申し上げます。

本会議の閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、任期の４年間、それぞれの立場から、岩出市発展のため、市行政全般の運営に格別なご理解とご協力を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げます。

緊急の案件がない限り、任期最後の議会となりますが、２月の市議会議員選挙にご出馬されます議員各位におかれましては、この議場に戻られますこと、心からお祈りを申し上げます。

また、今回任期をもって勇退される議員におかれましては、これまでと同様、岩出市の発展のため、引き続きご支援とご協力のほどお願いを申し上げます。

本市では、今後も岩出市長期総合計画、岩出市行政改革大綱、そして基本方針３項目である対話と協調、自主財源の確保、まちづくりを基に、行財政運営を計画的に実施してまいりますので、引き続きご支援とご協力のほど、よろしくお願いをいたします。

結びに、皆さんの今後ますますのご健勝、ご多幸をご祈念申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。４年間、本当にご苦労さんでございました。

○田中議長　ご苦労さまでした。

お諮りいたします。

会議規則第７条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田中議長　ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決しました。

ここで、閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は１１月２９日に招集され、開会以来、議員各位には、本日までの１９日間にわたり、提案されました条例一部改正等、重要案件について、慎重なご審議を賜るとともに、議会運営に際しましては、特段のご理解とご協力を賜り、ここに無事閉会の運びとなりました。

早いもので、特に緊急の案件がない限り、本定例会が私どもの任期における最後の議会となります。

議員各位には、この４年間、円滑な議会運営にご努力をいただきましたことに対し、深く感謝を申し上げます。また、中芝市長をはじめ、理事者の皆様方は、執行機関として、議事機関である議会と両輪で、活力あふれるまち　ふれあいのまちの実現に向け、それぞれの使命を自覚し、努力と連携を繰り返してこられました。

この４年間、お世話になりましたことに対し、心からお礼を申し上げますとともに、今後とも岩出市発展のため、より一層のご活躍をお祈り申し上げます。

さて、来年２月執行の岩出市議会議員一般選挙も目前に迫ってまいりました。引き続き、市議会議員として立候補される議員各位におかれましては、どうかくれぐれもご自愛の上、見事ご当選され、本市の発展と市民福祉の向上にご尽力賜りますようお願い申し上げます。

また、今期限りでご勇退されます議員におかれましては、多年にわたるご苦勞とご功績に対し、心から敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。これからそれぞれのお立場で、なお一層のお力添えを賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

最後に、令和５年２月に議長という重責をお預かりし、皆様方のご協力とご指導により、今日までどうにかこの重責を大過なく果たし得ましたことに対し、副議長共々心からお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

それでは、ここに謹んで、令和７年が皆様方にとって輝かしい年となりますよう、心からご祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

これにて、令和６年第４回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議どうもご苦勞さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

(14時04分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

令和6年12月17日

岩出市議会議長 田中 宏幸

署名議員 三栖 慎太郎

署名議員 市來 利恵